

【参考】「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」等からの改正点

以下の比較表では、企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」と、退職給付会計の会計処理等を定めていた従来の取扱いである「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」及び企業会計基準第 14 号『「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 2）」（これを改正する部分については、右欄において「【一部改正その 2】」と表示している。）からの主な改正部分並びに「退職給付に関する Q&A」（これを改正する部分については、右欄において「【Q&A】」と表示している。）からの主な改正部分に、下線を付している。

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p data-bbox="107 475 237 523">目 的</p> <p data-bbox="107 555 1108 686">1. <u>企業会計基準第 XX 号「退職給付に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）が平成 XX 年 XX 月 XX 日に公表されている。本適用指針は、当該会計基準を適用する際の指針を定めるものである。</u></p> <p data-bbox="107 762 277 810">適用指針</p> <p data-bbox="107 887 224 935">範 囲</p> <p data-bbox="107 967 1108 1098">2. <u>本適用指針を適用する範囲は、会計基準における範囲と同様とする。 なお、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度に含まれる役員部分は、従業員部分と合わせて計算することができる。</u></p> <p data-bbox="107 1203 295 1251">用語の定義</p> <p data-bbox="107 1283 949 1315">3. <u>本適用指針における用語の定義は、会計基準と同様とする。</u></p>	<p data-bbox="1146 555 1258 587">（新 設）</p> <p data-bbox="1128 919 1218 951">2. (3)</p> <p data-bbox="1187 967 2136 1145"><u>なお、役員の退職慰労金は退職給付会計基準の対象ではないことに留意する。ただし、厚生年金基金制度に含まれる役員部分は、通常重要性が乏しいと考えられるので、従業員部分と合わせて計算することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="1146 1283 1258 1315">（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>確定給付制度の会計処理</p> <p>退職給付債務及び勤務費用</p> <p>4. <u>会計基準第16項から第19項に定める退職給付債務の計算</u>は、以下の手順による（〔設例1〕の表1及び表3参照）。</p> <p>(1) <u>退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）の見積り</u>（第7項及び第8項参照）</p> <p>(2) <u>退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算</u>（第11項から第13項参照）</p> <p>(3) <u>退職給付債務の計算</u>（第14項参照）</p> <p>（退職給付債務の計算における計算単位、グルーピング）</p> <p>5. 退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算する（〔設例1〕の表1及び表3参照）。</p> <p>ただし、会計基準（注3）の「合理的な計算方法」を用いることもできる。この場合の合理的な計算方法とは、従業員を年齢、勤務年数、残存勤務期間及び職系（人事コース）等によりグルーピングし、当該グループの標準的な数値を用いて計算する方法であり、個々の従業員ごとに計算した場合と退職給付債務額に重要な差異がないと想定される場合に認められるものとする。</p> <p>当該グループの「標準的な数値」は、実績等に基づき合理的に設定する。年数によりグルーピングを行う場合はおおむね1年を基準とする。</p>	<p>退職給付債務</p> <p>（退職給付債務の計算手法）</p> <p>2. 退職給付債務は、以下の手順により計算する（設例1表1及び表3参照）。</p> <p>(1) <u>退職時に見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）の計算</u>（中略）</p> <p>(2) <u>退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算</u>（中略）</p> <p>(3) <u>退職給付債務の計算</u>（以下略）</p> <p>（退職給付債務の計算におけるグルーピング）</p> <p>3. 退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算する（設例1表1及び表3参照）。</p> <p>ただし、<u>退職給付会計基準の注解(注2)（以下「注解(注2)」と表現する。）にあるとおり、個々の従業員ごとに計算する方法の代わりに他の「合理的な計算方法」を用いることができる。</u>この場合の「合理的な計算方法」としては、従業員を年齢、勤務年数、残存勤務期間及び職系（人事コース）等によりグルーピングし、当該グループの標準的な数値を用いて計算する方法が考えられる。なお、ここで「合理的」とは、<u>個々の従業員ごとに計算した場合と退職給付債務額に重要な差異がないことを意味する。</u></p> <p>当該グループの「標準的な数値」は、実績等に基づき合理的に設定する。年数によりグルーピングを行う場合はおおむね1年を基準とする。</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>（貸借対照表日前のデータの利用）</u></p> <p>6. 貸借対照表日における退職給付債務は、<u>原則として</u>貸借対照表日現在のデータ（給与データや人事データ等）及び<u>計算基礎</u>（以下この項において「データ等」という。）を用いて計算する。</p> <p>ただし、<u>次の方法により</u>、貸借対照表日前のデータ等を用いて、退職給付債務を計算することができる。</p> <p>(1) 貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日として退職給付債務等を算定し、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間の勤務費用等を適切に調整して貸借対照表日現在の退職給付債務等を算定する方法</p> <p>(2) データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とするが、当該一定日から貸借対照表日までの期間の退職者等の異動データを用いてデータ等を補正し、貸借対照表日における退職給付債務等を算定する方法</p> <p>いずれの場合にも、データ等の基準日から貸借対照表日までに重要なデータ等の変更があったときは退職給付債務等を再度計算し、合理的な調整を行う（退職給付債務及び勤務費用の算定に用いるデータ等の基準日の考え方及び算定方法については、<u>【資料 1】</u>を参照のこと。）。</p> <p><u>退職給付見込額の見積り</u></p> <p>7. <u>会計基準第 18 項の退職給付見込額</u>は、<u>予想退職時期ごとに</u>、従業員に支給されると見込まれる<u>退職給付額に退職率（第 26 項参照）及び死亡率（第 27 項参照）</u>を加味して見積る。</p> <p>退職給付見込額の計算において、退職事由（自己都合退職、会社都合退職等）や支給方法（一時金、年金）により給付率が異なる場合には、原則として、退職事由及び支給方法の発生確率を加味して計算する。</p> <p>なお、期末時点において受給権を有していない従業員についても、<u>退職給付見込額の計算の対象となる。</u></p>	<p><u>貸借対照表日前のデータの利用</u></p> <p>10. 貸借対照表日における退職給付債務は、貸借対照表日現在のデータ（給与データ、人事データ等）及び<u>基礎率</u>（以下この項において「データ等」という。）を用いて計算することが原則である。<u>しかし、実際の計算のためには、ある程度の期間が必要であること及び貸借対照表日現在のデータ等を収集するために時間がかかる場合もあることから、貸借対照表日前の一定日における退職給付債務を計算することも認められる。</u><u>この場合の方法として、</u>(1) 貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日として退職給付債務等を算定し、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間の勤務費用等を適切に調整して貸借対照表日現在の退職給付債務等を算定する方法と、<u>(2) データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とするが、当該一定日から貸借対照表日までの期間の退職者等の異動データを用いてデータ等を補正し、貸借対照表日における退職給付債務等を算定する方法、とがある。</u>いずれの場合にも、データ等の基準日から貸借対照表日までに<u>重要な基礎率の変更又は重要なデータの変更があったときは退職給付債務等を再度計算し、合理的な調整を行うものとする</u>（退職給付債務及び勤務費用の算定に用いるデータ等の基準日の考え方及び算定方法については、資料 1 を参照のこと）。</p> <p>2. (1) （前 略）</p> <p>退職給付見込額は、<u>予想退職時期ごとに</u>、従業員に支給される<u>一時金見込額及び退職時点における年金現価の見込額に退職率及び死亡率を加味して計算する。</u></p> <p>退職給付見込額の計算において、退職事由（自己都合退職、会社都合退職等）や支給方法（一時金、年金）により給付率が異なる場合には、原則として、退職事由及び支給方法の発生確率を加味して計算する。なお、期末時点において受給権を有していない従業員についても、<u>退職給付見込額は発生しており、当該計算の対象となる。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>8. 退職給付見込額の見積りにおいては、「合理的に見込まれる退職給付の変動要因には、<u>予想される昇給等が含まれる</u>」（<u>会計基準(注5)</u>）ため、<u>予想昇給率（第28項参照）</u>等を見積ることが必要である。したがって、退職給付額が給与に比例して（給与の一定部分に比例している場合も含む。）定められている退職給付制度の場合には、給与が将来どのように上昇するかを推定し、それに基づき算定された昇給額を反映して退職給付見込額を<u>見積る</u>。</p> <p>（予定退職加算金）</p> <p>9. 年齢加算金及び役職又は資格に応じて加算される資格加算金等、一定要件を満たした場合に<u>退職給付額に加算される給付金は、年齢等一定要件を満たすことが合理的に予測できる場合にのみ退職給付見込額の見積りに含める</u>。</p> <p>（早期割増退職金）</p> <p>10. 一時的に支払われる早期割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生した退職給付という性格を有しておらず、むしろ将来の勤務を放棄する代償、失業期間中の補償等の性格を有するものとして捉えることが妥当であるため、<u>退職給付見込額の見積りには含めず、従業員が早期退職金制度に応募し、かつ、当該金額が合理的に見積られる時点で費用処理する</u>。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属</p> <p>11. <u>会計基準第19項では、退職給付見込額の期間帰属方法として、次の2つの方法の選択適用が認められている。</u></p> <p>(1) <u>退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）</u></p>	<p>15. 退職給付見込額の見積りにおいて、「合理的に見込まれる退職給付の変動要因には<u>確実に見込まれる昇給等が含まれる</u>」（<u>注解(注3)</u>）ため、<u>予定昇給率等を見積もることが必要である</u>。したがって、退職給付額が給与に比例して（給与の一定部分に比例している場合も含む。）定められている退職給付制度の場合には、給与が将来どのように上昇するかを推定し、それに基づき算定された昇給額を反映して退職給付見込額を<u>計算する</u>。</p> <p>（予定退職加算金）</p> <p>17. 年齢加算金及び役職又は資格に応じて加算される資格加算金等、<u>退職給付額の計算において一定要件を満たした場合に加算される給付金は、年齢等一定要件を満たすことが合理的に予測できる場合にのみ退職給付見込額の見積りに含める</u>。</p> <p>【Q&A】 Q18のA</p> <p><u>退職給付会計基準は、退職給付の性格を勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する対価として捉えています。一時的に支払われる早期割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生した退職給付という性格を有しておらず、むしろ将来の勤務を放棄する代償、失業期間中の補償等の性格を有するものとして捉えることが妥当であるため、従業員が早期退職金制度に応募し、かつ、当該金額が合理的に見積られる時点で費用処理すべきです。</u></p> <p>2. (2) (前 略)</p> <p><u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額を計算する。</u></p> <p><u>期末までに発生していると認められる額を見積もる方法としては、期間定額基準（退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(2) <u>退職給付見込額について退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を、各期の発生額とする方法（以下「給付算定式に従う方法」という。）</u></p> <p>12. <u>給付算定式に従う方法を適用する場合、給付算定式に基づく退職給付額が将来の一定期間までの勤務を条件としているときには、当期までの勤務に対応する退職給付に係る債務を認識するように、当該退職給付額についてもそれまでの期間を含めた各期に期間帰属させる。ただし、この場合には、従業員が当該給付に必要な将来の勤務を提供しない可能性を考慮しなければならぬ（「設例2」参照）。</u></p> <p>13. <u>給付算定式に従う方法を適用する場合における、会計基準第19項(2)なお書きの「当該期間」とは、次の期間をいうものとする（「設例2」参照）。</u></p> <p>(1) <u>従業員の勤務により、はじめて退職給付を生じさせる日から（当該給付の支給が、将来のさらなる勤務を条件としているか否かに関係しない。）</u></p> <p>(2) <u>それ以降の勤務により、それ以降の昇給の影響を除けば、重要な追加の退職給付が生じなくなる日まで</u></p>	<p>法) が原則である。</p> <p><u>ただし、全勤務期間の給与額を体系的に定めていて、退職給付の算定基礎となる各期の給与額に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合には、給与基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）を用いることも認められる。</u></p> <p><u>支給倍率を基準とする方法を用いることは適当ではない。ただし、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合（支給倍率が勤務年数の増加に対してほぼ一定割合で増加している場合等が考えられる。）は、支給倍率基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間における支給倍率に対する各期の支給倍率の増加額の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）を用いることができる。</u></p> <p><u>また、退職給付の計算において「ポイント制」を採用している場合で、そのポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、ポイント基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間におけるポイントに対する各期のポイントの増加分の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）を用いることができる。</u></p>
<p>退職給付債務の計算</p> <p>14. <u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額（会計基準第19項）を、退職給付の見込支払日までの期間（以下「給付見込期間」という。）ごとに設定された複数の割引率（又は単一の加重平均割引率）（第24項参照）を用いて割り引く。</u></p>	<p>2. (3) (前 略)</p> <p><u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を、一定の割引率を用いてそれぞれの残存勤務期間にわたって現在価値に割り引く。当該割り引いた金額を合計して、退職給付債務を計算する。</u></p> <p><u>従業員が受給する年金予想額の退職時点の現価を計算するに当たっては、退職給付債務の計算に用いる割引率と同じ割引率を用いて計算する。</u></p> <p>(以下 略)</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>勤務費用の計算</p> <p>15. <u>会計基準第 17 項に定める勤務費用の計算は、退職給付債務の計算に準じ、次の手順による。なお、勤務費用の計算においては、期首時点で当期の勤務費用を計算する手法を用いる（〔設例 1〕の表 2 参照）。</u></p> <p>(1) <u>退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）の見積り計算</u> 退職給付見込額は、退職給付債務の計算において用いた額である（<u>第 7 項及び第 8 項参照</u>）。</p> <p>(2) <u>退職給付見込額のうち当期において発生すると認められる額の計算</u> <u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち、当期において発生すると認められる額を計算する。</u> 当期において発生すると認められる額は、退職給付債務の計算において用いた方法と同一の方法により、当期分について計算する（<u>第 11 項から第 13 項参照</u>）。</p> <p>(3) <u>勤務費用の計算</u> <u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち当期に発生すると認められる額を、割引率を用いて割り引く。当該割り引いた金額を合計して、勤務費用を計算する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>利息費用の計算</p> <p>16. <u>利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する（会計基準第 21 項）ことを原則とするが、期中に退職給付債務の重要な変動があった場合には、これを反映させる（〔設例 10〕参照）。</u></p>	<p>勤務費用</p> <p>4. <u>勤務費用は、退職給付債務の計算に準じて、以下の手順により計算する（設例 1 表 2 参照）。</u></p> <p>(1) <u>退職時に見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）の計算</u> 退職給付見込額は、退職給付債務の計算において用いた額である。</p> <p>(2) <u>退職給付見込額のうち当期において発生すると認められる額の計算</u> <u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち、当期において発生すると認められる額を計算する。</u> 当期において発生すると認められる額は、退職給付債務の計算において用いた方法と同一の方法により、当期分について計算する。</p> <p>(3) <u>勤務費用の計算</u> <u>予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち当期に発生すると認められる額を、一定の割引率を用いて残存勤務期間にわたって現在価値に割り引く。当該割り引いた金額を合計して、勤務費用を計算する。</u></p> <p>5. <u>勤務費用の計算において、通常は期首時点で当期の勤務費用を計算する手法（設例 1 表 2 参照）が用いられる。ただし、期末時点で当期の勤務費用を計算する手法を用いることもできる。</u></p> <p>(新 設)</p>

適用指針案

年金資産

年金資産の範囲

17. 「年金資産」とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）に基づき積み立てられたものであり、一定の要件を満たした特定の資産をいう（会計基準第7項）。

厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び適格退職年金制度において保有する資産は年金資産にあたるが、年金資産として適格な資産とは、退職給付の支払に充当できる資産であるため、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金における業務経理に係る資産は年金資産に含まれない。また、年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金を計上した場合、その金額を限度として、年金資産に含める（この場合、未払掛金と同額、退職給付に係る負債を減額する。）。

なお、適格退職年金制度等における剰余金に相当する資産は、事業主に返還されるまでは年金資産に含まれる。

退職給付信託

18. 退職給付（退職一時金及び退職年金）目的の信託（以下「退職給付信託」という。）を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産は、下記のすべての要件を満たしているときは、会計基準第7項の年金資産に該当する。

(1) 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること

年金資産は退職給付制度を前提として退職給付債務に対応するものである。したがって、信託から支払われる退職給付も退職給付制度の枠

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

（年金資産の範囲）

8. 年金資産として適格な資産とは、退職給付の支払に充当できる資産である。したがって、厚生年金基金制度における業務経理に係る資産は年金資産に含まれない。また、年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金に計上している金額を限度として、年金資産に含まれる。

なお、適格退職年金制度等における剰余金に相当する資産は、事業主に返還されるまでは当該年金資産に含まれる。

（信託を用いる場合の年金資産）

7. 退職給付（退職一時金及び退職年金）目的の信託（以下「退職給付信託」という。）を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産は、下記のすべての要件を満たしているときは、前項の年金資産に該当するものとする。

なお、退職給付信託を設定した場合、退職給付信託から厚生年金基金制度及び適格退職年金制度へ直接抛出ができることと解されており、それを前提として、本報告は作成してある。

① 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること

年金資産は退職給付制度を前提として退職給付債務に対応するものである。したがって、信託から支払われる退職給付も退職給付制度の枠組

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>組みの中にあることが退職金規程等により確認できれば、当該信託財産と退職給付債務との対応関係が認められることになる。</p> <p>(2) 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること</p> <p>信託財産を複数の退職給付に充てることとする場合には、信託受益権の内容等により支払の対象となる退職給付や処理方法の明確化が必要である。</p> <p>(3) 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び<u>事業主による</u>受益者に対する<u>詐害的な</u>行為が禁止されていること</p> <p>事業主の倒産時において、事業主の債権者に対抗できること及び信託財産の信託の目的に従った処分が実行できる仕組みとなっていることが必要である。</p> <p>(4) 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと</p> <p>① 事業主との分離の実効性を確保するため、例えば、信託管理人を置く方法があるが、その場合は、当該信託管理人が事業主から独立するための措置が必要である。</p> <p>② 信託財産の管理・運用・処分について事業主と分離することが必要であり、したがって、信託の設定に伴い、信託財産の所有権は受託者に移転すること（信託財産が株式の場合、その名義も受託者に移転すること）及び受託者は事業主からの信託財産の処分等の指示について拒否できないような内容を含まないこと、などの契約であることが必要である。</p> <p>③ 信託は退職給付に充てる目的で設定されるものであり、信託した資産を事業主の意思により、基本的に、事業主の資産と交換することはできないことが必要である。</p>	<p>みの中にあることが退職金規程等により確認できれば、当該信託財産と退職給付債務との対応関係が認められることになる。</p> <p>② 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること</p> <p>信託財産を複数の退職給付に充てることとする場合には、信託受益権の内容等により支払の対象となる退職給付や処理方法の明確化が必要である。</p> <p>③ 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されていること</p> <p>事業主の倒産時において、事業主の債権者に対抗できること及び信託財産の信託の目的に従った処分が実行できる仕組みとなっていることが必要である。</p> <p>④ 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと</p> <p>ア. 事業主との分離の実効性を確保するため、例えば、信託管理人を置く方法があるが、その場合は、当該信託管理人が事業主から独立するための措置が必要である。</p> <p>イ. 信託財産の管理・運用・処分について事業主と分離することが必要であり、したがって、信託の設定に伴い、信託財産の所有権は受託者に移転すること（信託財産が株式の場合、その名義も受託者に移転すること）及び受託者は事業主からの信託財産の処分等の指示について拒否できないような内容を含まないこと、などの契約であることが必要である。</p> <p>ウ. 信託は退職給付に充てる目的で設定されるものであり、信託した資産を事業主の意思により、基本的に、事業主の資産と交換することはできないことが必要である。</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>なお、退職給付信託は、退職一時金制度及び企業年金制度における退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものであり、資産の信託への拠出時に、退職給付信託財産及び<u>その他の年金資産の時価の合計額</u>が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産は<u>退職給付会計上の年金資産</u>として認められない。</p> <p>19. 退職給付信託は、現金による払込を主とする企業年金制度の年金掛金とは相違し、事業主の保有資産を退職給付に充てる目的で直接受託機関に信託するものである。信託財産を会計基準のもとで年金資産とするには、事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行うこととなる（〔設例 8-1〕参照）。</p> <p>年金資産の評価</p> <p>20. 年金資産の額は期末における<u>時価</u>により計算する。<u>時価とは、公正な評価額をいい、資産取引に関して十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。</u>なお、厚生年金基金制度等における数理的評価額は、本適用指針における<u>時価</u>には該当しない。</p> <p>期待運用収益の計算</p> <p>21. <u>期待運用収益は、期首の年金資産の額に長期期待運用収益率（第 25 項参照）を乗じて計算する（会計基準第 23 項）ことを原則とするが、期中に年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させる（〔設例 7〕参照）。</u></p> <p>数理計算において用いる計算基礎</p> <p>22. <u>退職給付債務の計算（第 14 項参照）における割引率、期待運用収益の算</u></p>	<p>なお、退職給付信託は、退職一時金及び退職年金制度における退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものであり、資産の信託への拠出時に、退職給付信託財産及び年金資産の合計額が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産は<u>本報告における年金資産</u>として認められないことに留意すべきである。</p> <p>（退職給付信託の会計処理）</p> <p>46. 退職給付信託は、現金による払込を主とする企業年金制度の年金掛金とは相違し、事業主の保有資産を退職給付に充てる目的で直接受託機関に信託するものである。信託財産を<u>退職給付会計基準</u>のもとで年金資産とするには、事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行うことが必要である。</p> <p>（年金資産の評価）</p> <p>9. 年金資産の額は期末における<u>公正な評価額</u>により計算する。公正な評価額とは、<u>資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。</u>なお、厚生年金基金制度における数理的評価額は、<u>本報告における公正な評価額</u>には該当しない。</p> <p>（新 設）</p> <p>数理計算において用いる予測数値</p> <p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p data-bbox="159 172 1106 300"><u>定（第 21 項参照）に用いる長期期待運用収益率、退職給付見込額の見積り（第 7 項から第 8 項）に用いる退職率や予想昇給率等の計算基礎の設定については、第 23 項から第 28 項に従う。</u></p> <p data-bbox="103 363 586 395">複数の退職給付制度における計算基礎</p> <p data-bbox="103 411 1106 638">23. 同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎は、同一でなければならない。ただし、<u>単一の加重平均割引率、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等</u>が異なる場合の<u>長期期待運用収益率等</u>、退職給付制度ごとに異なる<u>計算基礎</u>を採用することに合理的な理由がある場合を除く。</p> <p data-bbox="103 702 192 734">割引率</p> <p data-bbox="103 750 1106 976">24. 退職給付債務の計算（第 14 項参照）における割引率は、<u>安全性の高い債券の利回りを基礎として決定し（会計基準第 20 項）、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる（会計基準(注 6)）。</u>優良な社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。</p> <p data-bbox="159 992 1106 1120">割引率は、<u>給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる。</u></p> <p data-bbox="103 1184 362 1216">長期期待運用収益率</p> <p data-bbox="103 1232 1106 1359">25. <u>長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。</u></p>	<p data-bbox="1317 121 1944 153">退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか</p> <p data-bbox="1137 363 1487 395">（複数制度における基礎率）</p> <p data-bbox="1128 411 2136 590">21. 同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各基礎率は、同一でなければならない。ただし、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等が異なる場合の<u>期待運用収益率及び残存勤務期間等</u>、退職給付制度ごとに異なる<u>基礎率</u>を採用することに合理的な理由がある場合を除く。</p> <p data-bbox="1137 702 1769 734">（退職給付債務の計算における割引率の設定方法）</p> <p data-bbox="1128 750 2136 1072">11. 退職給付債務の計算において割引率を設定する場合の「<u>安全性の高い長期の債券</u>」（注解(注 6)）には、<u>長期の国債、政府機関債のほかに、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。</u>なお、この場合の「<u>長期</u>」とは、<u>退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。</u>退職給付の見込支払日までの平均期間には、<u>企業年金制度がある場合には平均年金支給期間も加味する。</u></p> <p data-bbox="1137 1184 1912 1216">（退職給付引当金の計算における年金資産の期待運用収益率）</p> <p data-bbox="1128 1232 2136 1458">12. <u>期待運用収益率とは、各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいう。</u>年金資産は、<u>将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられているものであり、期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定する。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>その他の計算基礎</p> <p>（退職率）</p> <p>26. 退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する<u>計算基礎</u>である。したがって、将来の予測を適正に行うために、<u>計算基礎</u>は、異常値（リストラクチャリングに伴う大量解雇、退職加算金を上乗せした退職の勧誘による大量退職等に基づく値）を除いた過去の実績に基づき、合理的に算定しなければならない（実際の計算にあたっては、【資料2】も参考となる。）。</p> <p>退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等において勤務環境が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる。</p> <p>（死亡率）</p> <p>27. 死亡率とは、従業員の在職中及び退職後における年齢ごとの死亡発生率をいう。年金給付は、通常、退職後の従業員が生存している期間にわたって支払われるものであることから、生存人員数を推定するために年齢ごとの死亡率を使うのが原則である。この死亡率は、事業主の所在国における全人口の生命統計表等を基に合理的に算定する。</p> <p>（予想昇給率）</p> <p>28. 予想昇給率は、個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。過去の昇給実績は、過去の実績に含まれる異常値（急激な業績拡大に伴う大幅な給与加算額、急激なインフレによる給与テーブルの改訂等に基づく値）を除き、合理的な要因のみを用いる必要がある（実際の計算にあたっては、【資料2】も参考となる。）</p>	<p>退職給付債務の計算における退職率と死亡率</p> <p>（退職率の設定方法）</p> <p>13. 退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する<u>基礎率</u>である。したがって、将来の予測を適正に行うために、<u>基礎率</u>は、異常値（リストラに伴う大量解雇、退職加算金を上乗せした退職の勧誘による大量退職等に基づく値）を除いた過去の実績に基づき、合理的に算定しなければならない（実際の計算にあたっては、資料2も参考となる。）。</p> <p>退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等において勤務環境が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる。</p> <p>（死亡率の設定方法）</p> <p>14. 死亡率とは、従業員の在職中及び退職後における年齢ごとの死亡発生率のことである。年金給付は、通常、退職後の従業員が生存している期間にわたって支払われるものであることから、生存人員数を推定するために年齢ごとの死亡率を使うのが原則である。この死亡率は、事業主の所在国における全人口の生命統計表等を基に合理的に算定する。</p> <p>退職給付債務の計算における昇給等</p> <p>（予定昇給率等）</p> <p>16. 予定昇給率は、個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づいて<u>確実に見込まれるものを合理的に推定して</u>、算定する。過去の昇給実績は、過去の実績に含まれる異常値（急激な業績拡大に伴う大幅な給与加算額、急激なインフレによる給与テーブルの改訂等に基づく値）を除き、<u>確実にかつ合理的な要因のみ</u>を用いる必要がある（実際の計算に</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>なお、<u>予想昇給率等</u>には、勤務期間や職能資格制度に基づく「ポイント」により算定する場合が含まれる。</p> <p>予想昇給率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の<u>予想昇給率</u>を用いることができる。</p>	<p>当たっては、資料2も参考となる。）</p> <p>なお、<u>予定昇給率等</u>には、勤務期間や職能資格制度に基づく「ポイント」により算定する場合が含まれる。</p> <p><u>将来における給与水準の変動（以下「ベース・アップ」という。）は、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含めない。したがって、従業員個々人の実際のベース・アップにより退職給付が増加したときの当該影響額は、「退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異」（数理計算上の差異）となる。</u></p> <p>予定昇給率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の<u>予定昇給率</u>を用いることができる。</p>
<p>計算基礎に重要な変動が生じているかどうかの判定方法</p> <p>29. <u>会計基準(注8)は、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる」としているが（重要性基準）、「重要な変動が生じていない」かどうかについては、第30項から第32項に従って判断を行う。</u></p> <p>（割引率変更の要否）</p> <p>30. 割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが（<u>会計基準第20項</u>）、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、<u>少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。</u></p> <p>重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した<u>場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される</u>ときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない（<u>給付</u></p>	<p>基礎率の重要性の判定方法</p> <p>（新 設）</p> <p>（割引率変更の要否）</p> <p>18. 割引率は期末における安全性の高い<u>長期</u>の債券の利回りを基礎として決定されるが、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、<u>退職給付債務の再計算が必要である。</u></p> <p>重要な影響の有無の判断に<u>当たっては、前期末に用いた割引率により算定されている退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される</u>場合には、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない（<u>期末</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率（第 24 項参照）を使用している場合における、期末において割引率の変更を必要としない範囲については、【資料 3】が参考となる。）。</p> <p>（長期期待運用収益率変更の要否）</p> <p>31. 当年度の退職給付費用の計算に用いられる長期期待運用収益率は、当期損益に重要な影響があると認められる場合のほかは、見直さないことができる。</p> <p>（その他の計算基礎の変更の要否）</p> <p>32. 予想昇給率や退職率等その他の計算基礎の重要性の判断にあたっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。</p>	<p>において割引率の変更を必要としない範囲については、資料 3 が参考となる。）。</p> <p>（期待運用収益率変更の要否）</p> <p>19. 当年度の退職給付費用の計算に用いられる期待運用収益率は、前年度における運用収益の実績等に基づいて再検討し、当期損益に重要な影響があると認められる場合のほかは、見直さないことができる。</p> <p>（その他の基礎率変更の要否）</p> <p>20. その他の基礎率（昇給率、退職率等）の重要性の判断に当たっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各基礎率を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。（以下 略）</p>
<p>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理</p> <p>33. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、次のように会計処理する（〔設例 4〕及び〔設例 5〕参照）。</p> <p>(1) 当期に発生した数理計算上の差異（第 34 項参照）及び過去勤務費用（第 41 項参照）のうち、当期に費用処理された部分（第 35 項から第 40 項及び第 42 項参照）については、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する（会計基準第 14 項）。</p> <p>(2) 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、その他の包括利益で認識した上で、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上する（会計基準第 15 項、第 24 項及び第 25 項）。</p>	<p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(3) <u>その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を当期に費用処理した部分について、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う（会計基準第15項）。</u></p> <p><u>(2)及び(3)のその他の包括利益及びその他の包括利益累計額の処理にあたっては、税効果を調整する。</u></p> <p>数理計算上の差異</p> <p>数理計算上の差異の内容</p> <p>34. 数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益（第21項参照）と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう（会計基準第11項）。</p> <p>数理計算上の差異には、あらかじめ定めた<u>計算基礎（第22項から第28項参照）に基づく数値と各事業年度における実際の数値との差異及び計算基礎を変更した場合に生じる差異が含まれる。</u></p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>（費用処理方法の選択）</p> <p>35. 数理計算上の差異は、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間（第37項参照）以内の一定の年数で按分する方法（以下「定額法」という。〔設例4〕参照）により費用処理するが、未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法（<u>会計基準（注7）及び（注9）</u>）（以下「定率法」という。〔設例5〕参照）によることもできる。</p> <p>定額法と定率法とは選択適用できるが、いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。</p>	<p>（数理計算上の差異の定義）</p> <p>23. 数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異（<u>退職給付会計基準—6</u>）であると定義されている。<u>この定義で示されているとおり、数理計算上の差異には、あらかじめ定めた基礎率と各事業年度における実際の数値との差異及び基礎率を変更した場合に生じる差異がある。</u></p> <p>過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>（費用処理方法の選択）</p> <p>27. <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間内の一定の年数で按分する方法（以下「定額法」という。）により費用処理されるが、未認識過去勤務債務残高及び未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法（<u>注解（注9）1</u>）（以下「定率法」という。）によることもできる。なお、退職金規程等の改訂による過去勤務債務については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましい。</u></p> <p>定額法と定率法とは選択適用できるが、いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>（定率法による費用処理）</p> <p>36. 定率法では、数理計算上の差異を発生年度ごとに管理せず、<u>その残高に一定年数に基づく定率を乗じた金額が当年度の費用処理額となる。</u></p> <p>一定年数に基づく定率は、数理計算上の差異の費用処理期間<u>以内</u>で、当該発生金額のおおむね90%が費用処理されるように決定する。この方法を採用した場合、<u>例えば、費用処理期間5年の定率は0.369、10年の定率は0.206</u>である。</p> <p>（平均残存勤務期間の算定方法）</p> <p>37. 平均残存勤務期間は、在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間であり、<u>原則として、退職率（第26項参照）と死亡率（第27項参照）を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定する（【資料4】が参考となる。）</u>が、標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定することもできる。標準的な退職年齢は、定年年齢、退職給付算定上の終了年齢及び退職者の平均年齢等、実態に即した年齢を用いる。</p> <p>38. 平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定する。ただし、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。他方、従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の<u>計算基礎</u>を見直した場合には、平均残存勤務期間についても見直しを行わなければならない。</p> <p>（数理計算上の差異に係る費用処理年数の変更）</p> <p>39. 数理計算上の差異の費用処理年数は、発生した年度における平均残存勤務期間<u>以内</u>の一定の年数（第35項参照）を継続的に適用する必要がある。し</p>	<p>い。</p> <p>（定率法による費用処理）</p> <p>28. 定率法では、<u>過去勤務債務又は数理計算上の差異</u>を発生年度ごとに管理せず、<u>各々の残高に一定年数に基づく定率を乗じた金額が当年度の費用処理額となる。</u></p> <p>一定年数に基づく定率は、<u>過去勤務債務又は数理計算上の差異</u>の費用処理期間内で、当該発生金額のおおむね90%が費用処理されるように決定する。この方法を採用した場合、費用処理期間5年の定率は0.369、10年の定率は0.206である。</p> <p>（平均残存勤務期間の算定方法）</p> <p>24. 平均残存勤務期間は、在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間であり、<u>その算定には、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定する方法（資料4が参考となる。）を原則とするが、実務上は標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定する方法も認められる。</u>標準的な退職年齢は、定年年齢、退職給付算定上の終了年齢及び退職者の平均年齢等、実態に即した年齢を用いる。</p> <p>25. 平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定する。ただし、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。他方、従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の<u>基礎率</u>を見直した場合には、平均残存勤務期間についても見直しを行わなければならない。</p> <p>（過去勤務債務及び数理計算上の差異に係る費用処理年数の変更）</p> <p>29. <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異</u>の費用処理年数は、発生した年度における平均残存勤務期間内の一定の年数を継続的に適用する必要がある。した</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>たがって、一度採用した費用処理年数を変更する場合には合理的な変更理由が必要となる。</p> <p>（平均残存勤務期間を費用処理年数として採用する場合の変更）</p> <p>40. <u>平均残存勤務期間を費用処理年数として採用する場合で、リストラクチャリング</u>による従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が短縮又は延長されたことにより、再検討後の年数が従来の費用処理年数を下回る又は上回ることとなった<u>とき</u>には、費用処理期間を短縮又は延長する。</p> <p>(1) 定額法による場合の費用処理年数の短縮 未認識数理計算上の差異の期首残高は「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」にわたって費用処理する。なお、「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」がゼロ又はマイナスとなる場合は、当期に残高のすべてを一括して費用処理する。</p> <p>(2) 定率法による場合の費用処理年数の短縮 未認識数理計算上の差異の期首残高に、短縮後の費用処理年数に基づく定率を乗じた額を費用処理する。</p> <p>(3) 費用処理年数の延長 定額法による場合及び定率法による場合ともに、未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の費用処理年数は当年度発生 of 数理計算上の差異から適用する。</p> <p>過去勤務費用 過去勤務費用の内容</p> <p>41. <u>過去勤務費用</u>とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分（会計基準第12項）であり、退職金規程等の改訂に</p>	<p>がって、一度採用した費用処理年数を変更する場合には合理的な変更理由が必要となる。</p> <p>（平均残存勤務期間を費用処理年数として採用する場合の変更）</p> <p>30. リストラによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が短縮又は延長したことにより、再検討後の年数が従来の費用処理年数を下回る又は上回ることとなった<u>場合</u>には、費用処理期間を短縮又は延長する<u>必要が生じる</u>。</p> <p>(1) 定額法による場合の費用処理年数の短縮 <u>未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高は「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」にわたって費用処理するものとする</u>。なお、「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」がゼロ又はマイナスとなる場合は、当期に残高のすべてを一括して費用処理する。</p> <p>(2) 定率法による場合の費用処理年数の短縮 <u>未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高に、短縮後の費用処理年数に基づく定率を乗じた額を費用処理する</u>。</p> <p>(3) 費用処理年数の延長 定額法による場合及び定率法による場合ともに、<u>未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の費用処理年数は当年度発生 of 過去勤務債務及び数理計算上の差異から適用する</u>。</p> <p>（過去勤務債務の定義）</p> <p>22. <u>過去勤務債務</u>とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分（退職給付会計基準—5）であり、退職金規程等の改</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味する。「退職給付水準の改訂等」の「等」には、初めて退職給付制度を導入した場合で、給付計算対象が現存する従業員の過年度の勤務期間にも及ぶときが含まれる。</p> <p>なお、<u>将来における給与水準の変動（以下「ベースアップ」という。）</u>による退職給付債務の変動は、退職金規程自体の改訂には<u>あたらない</u>ため、<u>過去勤務費用</u>には該当しない。</p> <p>過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>42. <u>過去勤務費用の費用処理方法は、数理計算上の差異の費用処理方法（第35項から第40項）に準じる。ただし、退職金規程等の改訂による過去勤務費用については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましい。</u></p> <p>43. <u>過去勤務費用と数理計算上の差異は発生原因又は発生頻度が相違するため、費用処理年数はそれぞれ別個に設定することができる。</u></p> <p>年金資産の返還に伴う会計処理</p> <p>44. <u>年金資産が退職給付債務を超過した場合、その制度上、年金財政計算による年金掛金の減少又は剰余金として企業に返還される場合があるが、返還にあたっては、返還される予定の資産及び返還されなかった資産とも、会計基準第7項の年金資産としてのすべての要件を満たすことが必要である。</u></p>	<p>訂に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味する。<u>この定義における「退職給付水準の改訂等」の「等」には、初めて退職給付制度を導入した場合で、給付計算対象が現存する従業員の過年度の勤務期間にも及ぶときが含まれる。</u></p> <p>なお、<u>ベース・アップ</u>による退職給付債務の変動は、退職金規程自体の改訂には<u>当たらない</u>ため、<u>ここでいう過去勤務債務</u>に該当しない。</p> <p>（費用処理方法の選択）</p> <p>27. <u>（前 略）</u></p> <p><u>なお、退職金規程等の改訂による過去勤務債務については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましい。</u></p> <p>（以下 略）</p> <p>（過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数）</p> <p>26. <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各年度の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない（退職給付会計基準三2(4)）と定められているが、過去勤務債務と数理計算上の差異は発生原因又は発生頻度が相違するため、費用処理年数はそれぞれ別個に設定することができる。</u></p> <p>（年金資産の返還に伴う会計処理）</p> <p>31. <u>年金資産が退職給付債務を超えること（以下「積立超過」という。）があるが、その原因には、</u></p> <p>① <u>年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過する場合等による年金資産の増加又は退職給付債務の減少（数理計算上の差異の発生）</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>45. 年金資産が事業主へ返還された場合には、返還額を事業主の資産の増加と退職給付に係る資産の減少（又は退職給付に係る負債の増加）として処理する。</p> <p>また、返還前の年金資産に占める返還額の割合が重要な場合には、返還時点における年金資産に係る未認識数理計算上の差異のうち、当該返還額に対応する金額については、一時の費用としない理由（会計基準第 65 項参照）は失われているものと考えられることから、当該差異の重要性が乏しい場合を除き、返還時に損益として認識する。この場合、返還された年金資産に個別に対応する未認識数理計算上の差異が明らかであれば、当該対応額を損益に計上し、返還された年金資産に個別に対応する未認識数理計算上の差異を特定することが困難であれば、返還時の年金資産の比率等により合理的に按分した金額を損益に計上する（その他の包括利益の組替調整も要する。）（〔設例 7〕及び〔設例 8-2〕参照）。</p> <p>代行返上があった場合の会計処理</p> <p>46. 確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金を確定給付企業年金へ移行し、厚生年金基金の代行部分（以下「代行部分」という。）を返上（以下「代行返上」という。）した場合、代行部分に係る退職給付債務は、当該返還の</p>	<p>② <u>退職給付水準の引下げによる退職給付債務の減少（過去勤務債務の発生）</u></p> <p>③ <u>年金財政計算による年金掛金が退職給付費用を超過する状態の継続等</u>が考えられる。</p> <p><u>上記の①と②を原因として年金資産が退職給付債務を超過する場合の当該積立超過額は、退職給付に使用されず、その制度上、年金財政計算による年金掛金の減少又は剰余金として企業に返還される場合があるが、返還に当たっては、返還される予定の資産及び返還されなかった資産とも、第 6 項の年金資産としてのすべての要件を満たすことが必要である。</u></p> <p>31-2. <u>第 31 項の①又は②を原因とする積立超過の全部又は一部について、年金資産が事業主へ返還された場合には、返還額を事業主の資産と退職給付引当金の増加として処理する。</u></p> <p>また、返還前の年金資産に占める返還額の割合が重要な場合には、返還時点における年金資産に係る数理計算上の差異（第 31 項の①に係るものを含む。）のうち、当該返還額に対応する金額については、一時の費用としない理由（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」四の 3 参照）は失われているものと考えられることから、当該差異の重要性が乏しい場合を除き、返還時に損益として認識する。この場合、返還された年金資産に個別に対応する数理計算上の差異が明らかであれば、当該対応額を損益に計上し、返還された年金資産に個別に対応する数理計算上の差異を特定することが困難であれば、返還時の年金資産の比率等により合理的に按分した金額を損益に計上する。</p> <p>厚生年金基金の代行返上についての取扱い</p> <p>44-2. 確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金を確定給付企業年金へ移行し、厚生年金基金の代行部分（以下「代行部分」という。）を返上（以下「代行返上」という。）した場合、<u>企業の有する代行部分に係る権利義務は、その</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>日にその消滅を認識する。</p> <p>また、将来分返上認可、過去分返上認可及び返還に関して、それぞれ次のとおりに会計処理する（〔設例 10〕参照）。</p> <p>(1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と将来分支給義務免除を反映した退職給付債務との差額を、代行部分に係る過去勤務費用（第 41 項参照）として認識し、将来分返上認可の日以後は、将来分支給義務免除を反映した退職給付債務の金額に基づき退職給付費用を算定するとともに、当該過去勤務費用を会社が採用する方法及び期間（第 42 項から第 43 項参照）で費用処理する。</p> <p>(2) 過去分返上認可を受けたときは、次による。</p> <p>① 過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務を国への返還相当額（最低責任準備金）まで修正し、その差額を損益に計上する。</p> <p>② 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異（第 72 項参照）の未処理額のそれぞれの残高のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的方法により算定し、損益に計上する（その他の包括利益の組替調整も要する。）。</p>	<p><u>返還の日（下図注 3 参照）をもってすべて国へ移転することとなる。したがって、代行部分に係る退職給付債務は、当該返還の日</u>にその消滅を認識する。 <u>なお、代行返上に係る手続及びスケジュールの概要は、次のとおりである。</u> （図表及び注釈については省略） <u>代行返上するためには、厚生労働大臣により、代行部分に係る将来分返上に関する認可と過去分返上に関する認可を受け、所定の手続を経て、返還額（最低責任準備金）を国に現金又は現物で納付することになるので、将来分返上認可、過去分返上認可及び返還に関して、それぞれ下記のとおり会計処理を行う。</u>〔設例 9〕</p> <p>① 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と将来分支給義務免除を反映した退職給付債務との差額を、代行部分に係る過去勤務債務として認識し、将来分返上認可の日以後は、将来分支給義務免除を反映した退職給付債務の金額に基づき退職給付費用を算定するとともに、当該過去勤務債務を会社が採用する方法及び期間で費用処理する。</p> <p>② 過去分返上認可を受けたときは、次による。</p> <p>ア. 過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務を国への返還相当額（最低責任準備金）まで修正し、その差額を損益に計上する。</p> <p>イ. 未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的方法により算定し、損益に計上する。</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>③ 返還の日において、過去分返上認可により修正された退職給付債務（上記(2)①参照）と実際返還額との間に差額が生じた場合には、原則として、当該差額を損益に計上する。</p> <p>なお、上記(2)①及び②において認識される損益（(2)と(3)が同一事業年度の場合は(3)の損益を含む。）は、代行返上という特別な同一事象に伴って生じたものであるため、特別損益に純額で計上する。</p> <p>小規模企業等における簡便法 （小規模企業等における簡便法の適用範囲）</p> <p>47. 会計基準第 26 項に基づき、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、簡便な方法を用いて退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算する場合、第 48 項から第 51 項に従った会計処理（以下「簡便法」という。）を行う。</p> <p>簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数 300 人未満の企業をいうが、従業員数が 300 人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては制度ごとに判断する。</p> <p>従業員数は毎期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の従業員規模の予測を踏まえて決定する。</p>	<p>③ 返還の日において、過去分返上認可により修正された退職給付債務（上記②ア参照）と実際返還額との間に差額が生じた場合には、原則として、当該差額を損益に計上する。</p> <p>（注） 上記②ア及びイにおいて認識される損益（②と③が同一事業年度の場合は③の損益を含む。）は、代行返上という特別な同一事象に伴って生じたものであるため、特別損益に純額で表示する。</p> <p>小規模企業等における簡便法 小規模企業等の範囲及び原則法と簡便法の適用関係</p> <p>34. 退職給付会計基準の適用に当たり、従業員が比較的少ない小規模企業等にあっては、原則法を適用することが相当の事務負担になることも考えられる。また、小規模企業等にあっては、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合が考えられる。このような場合には、原則法による計算によらず簡便法により計算した退職給付債務を用いて、退職給付引当金及び退職給付費用を計上することができる。</p> <p>簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数 300 人未満の企業をいうが、従業員数が 300 人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、費用対効果の観点から簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては制度ごとに判定する。</p> <p>従業員数は毎期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の従業員規模の予測を踏まえて決定することになる。</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>（簡便法による退職給付に係る負債の計算）</u></p> <p>48. <u>小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の金額を退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）とする。</u></p> <p>(1) <u>非積立型の退職給付制度については、第 50 項及び第 51 項の方法により計算された退職給付債務の額</u></p> <p>(2) <u>積立型の退職給付制度（退職一時金制度に退職給付信託を設定したものを含む。以下同じ。）については、(1)の金額から年金資産の額を控除した金額</u></p> <p>期末日における年金資産の額については、<u>時価</u>を入手する代わりに、直近の年金財政決算における<u>時価</u>を基礎として合理的に算定された金額（例えば、直近の<u>時価</u>に期末日までの拠出額及び給付額を加減し、当該期間の見積運用収益を加算した金額）を用いることができる。</p> <p><u>（簡便法による退職給付費用の計算）</u></p> <p>49. <u>小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の差額を当年度の退職給付費用とする。</u></p> <p>(1) <u>非積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債（第 48 項(1)参照）との差額</u></p> <p>(2) <u>積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高（事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付額も控除する）と、期末の退職給付に係る負債（第 48 項(2)参照）との差額</u></p> <p><u>（簡便法による退職給付債務の計算）</u></p> <p>50. <u>小規模企業等において簡便法を適用する場合、下記の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択して退職給付債務を計算する。</u></p>	<p><u>簡便法による退職給付引当金等の計算</u></p> <p>38. <u>退職給付信託を設定していない（非拠出の）退職一時金制度については第 36 項及び第 37 項の方法により計算された退職給付債務の額を退職給付引当金とするが、企業年金制度及び退職給付信託を設定した退職一時金制度については退職給付債務の金額から年金資産の額を控除した金額をもって計上すべき退職給付引当金とする。</u></p> <p>期末日における年金資産の<u>公正な評価額</u>を入手する代わりに、直近の年金財政決算における<u>公正な評価額</u>を基礎として合理的に算定された金額（例えば、直近の<u>公正な評価額</u>に期末日までの拠出額及び給付額を加減し、当該期間の見積運用収益を加算した金額）を用いることができる。</p> <p><u>簡便法による退職給付費用の計算方法</u></p> <p>39. <u>原則として、期首退職給付引当金残高から退職一時金制度に係る当期退職給付額及び企業年金制度への当期拠出額を控除した後の残高と期末の退職給付引当金との差額を当年度の退職給付費用とする。</u></p> <p><u>簡便法による退職給付債務の計算方法</u></p> <p>36. <u>小規模企業等において簡便法を適用する場合、下記の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択し、いったん選択した方法は、</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>いったん選択した方法は、原則として継続して適用する。</p> <p>(1) 退職一時金制度</p> <p>① <u>平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」</u>（以下「平成 10 年会計基準」という。）の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と自己都合要支給額との比（比較指数）を求め、期末時点の自己都合要支給額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては<u>計算基礎</u>等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の期末自己都合要支給額に乘じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。</p> <p>② 退職給付に係る期末自己都合要支給額に、【資料 5-1】及び【資料 5-2】に示されている平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法（〔設例 9〕 1. 参照）</p> <p>③ 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法</p> <p>(2) 企業年金制度</p> <p>① <u>平成 10 年会計基準</u>の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の<u>数理債務</u>との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における<u>数理債務</u>の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては<u>計算基礎</u>等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の直近の年金</p>	<p>原則法に変更する場合又はより合理的と判断される方法に変更する場合を除き、継続して適用する。</p> <p>〈退職一時金制度〉</p> <p>① <u>退職給付会計基準</u>の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と自己都合要支給額との比（比較指数）を求め、期末時点の自己都合要支給額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては<u>基礎率</u>等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の期末自己都合要支給額に乘じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。</p> <p>② 退職給付に係る期末自己都合要支給額に、資料 5-1 及び資料 5-2 に示されている平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法</p> <p>③ 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法</p> <p>〈企業年金制度〉</p> <p>④ <u>退職給付会計基準</u>の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の<u>責任準備金</u>との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における<u>責任準備金</u>の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては<u>基礎率</u>等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の直近の年金</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>財政計算における<u>数理債務</u>の額に乗じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。</p> <p>② 在籍する従業員については上記(1)②又は(1)③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の<u>数理債務</u>の額を退職給付債務とする方法</p> <p>③ 直近の年金財政計算上の<u>数理債務</u>をもって退職給付債務とする方法 （〔設例9〕2.参照）</p> <p>51. 退職一時金制度の一部を<u>企業年金制度</u>に移行している事業主においては、次のいずれかの方法で<u>退職給付債務</u>を計算する。</p> <p>(1) 退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、前項の方法によりそれぞれ計算する方法</p> <p>(2) 在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の<u>数理債務</u>の額をもって退職給付債務とする方法（〔設例9〕3.参照）</p>	<p>財政計算における<u>責任準備金</u>の額に乗じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。</p> <p>⑤ 在籍する従業員については上記②又は③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の<u>責任準備金</u>の額を退職給付債務とする方法</p> <p>⑥ 直近の年金財政計算上の<u>責任準備金</u>をもって退職給付債務とする方法</p> <p>37. 退職一時金制度の一部を<u>適格退職年金制度等</u>に移行している事業主においては、次のいずれかの方法による。</p> <p>① 退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、前項の方法によりそれぞれ計算する方法</p> <p>② 在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の<u>責任準備金</u>の額をもって退職給付債務とする方法</p>
<p>確定給付制度の開示</p> <p>注記事項</p> <p>（会計方針に係る注記）</p> <p>52. 「退職給付の会計処理基準に関する事項」（会計基準第30項(1)）には、次の項目が含まれる。</p> <p>(1) <u>退職給付見込額の期間帰属方法</u>（会計基準第19項）</p> <p>(2) <u>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</u>（第35項、第39項及び第42項参照）並びに<u>会計基準変更時差異の費用処理方法</u>（第72項参照）</p>	<p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(退職給付に係る注記)</p> <p>53. 「<u>企業の採用する退職給付制度の概要</u>」(会計基準第 30 項(2))には、<u>企業の採用する退職給付制度の種類</u>の一般的説明を記載する。</p> <p>54. 「<u>退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</u>」(会計基準第 30 項(3))を注記するにあたっては、<u>次の項目を含む主な内訳</u>が分かるように記載する。なお、<u>重要性が乏しい項目</u>については、「その他」に含めることができる。</p> <p>(1) <u>勤務費用</u></p> <p>(2) <u>利息費用</u></p> <p>(3) <u>制度加入者からの拠出額</u></p> <p>(4) <u>数理計算上の差異の当期発生額（費用処理されたものを含む）</u></p> <p>(5) <u>外貨換算の影響による増減額</u></p> <p>(6) <u>給付の支払額</u></p> <p>(7) <u>過去勤務費用の当期発生額（費用処理されたものを含む）</u></p> <p>(8) <u>企業結合の影響による増減額</u></p> <p>(9) <u>制度の終了及び大量退職による増減額</u></p> <p>(10) <u>その他</u></p> <p>55. 「<u>年金資産の期首残高と期末残高の調整表</u>」(会計基準第 30 項(4))を注記するにあたっては、<u>次の項目を含む主な内訳</u>が分かるように記載する。なお、<u>重要性が乏しい項目</u>については、「その他」に含めることができる。</p> <p>(1) <u>期待運用収益</u></p> <p>(2) <u>数理計算上の差異の当期発生額（費用処理されたものを含む）</u></p> <p>(3) <u>外貨換算の影響による増減額</u></p> <p>(4) <u>事業主からの拠出額</u></p> <p>(5) <u>制度加入者からの拠出額（会計基準(注 4)及び〔設例 6〕参照）</u></p> <p>(6) <u>給付の支払額</u></p> <p>(7) <u>企業結合の影響による増減額</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(8) <u>制度の終了及び大量退職による増減額</u></p> <p>(9) <u>その他</u></p> <p><u>また、退職給付信託が設定された制度（退職一時金制度を除く。）について、退職給付信託及びそれ以外の年金資産の期末の時価並びに退職給付債務の期末の金額を記載する。</u></p> <p>56. <u>「退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表」（会計基準第 30 項(5)）を注記するにあたっては、退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載する。</u></p> <p>57. <u>「退職給付に関連する損益」（会計基準第 30 項(6)）を注記するにあたっては、当期純利益を構成する項目に計上された次の項目について記載する。 なお、重要性が乏しい項目については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>勤務費用</u></p> <p>(2) <u>利息費用</u></p> <p>(3) <u>期待運用収益</u></p> <p>(4) <u>数理計算上の差異の当期の費用処理額</u></p> <p>(5) <u>過去勤務費用の当期の費用処理額</u></p> <p>(6) <u>制度の終了又は大量退職による損益</u></p> <p>(7) <u>その他（会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等）</u></p> <p>58. <u>「その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳」（会計基準第 30 項(7)）を注記するにあたっては、次の項目ごとに、当期発生額及び費用処理に係る組替調整の合計を記載する。また、「貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳」（会計基準第 30 項(8)）を注記するにあたっては、次の項目ごとの残高が分かるように記載する。なお、重要性が乏しい項目については、記載を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>（未認識）数理計算上の差異</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(2) <u>（未認識）過去勤務費用</u></p> <p>(3) <u>会計基準変更時差異（の未処理額）</u></p> <p>59. <u>「年金資産に関する事項」（会計基準第 30 項(9)）を注記するにあたっては、次の項目について記載する。</u></p> <p>(1) <u>年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額</u></p> <p>(2) <u>長期期待運用収益率の設定方法に関する記載（年金資産の主要な種類との関連）</u></p> <p>60. <u>「数理計算上の計算基礎に関する事項」（会計基準第 30 項(10)）として、次の項目を注記する。</u></p> <p>(4) <u>割引率</u></p> <p>(5) <u>長期期待運用収益率</u></p> <p>(6) <u>予想昇給率</u></p> <p>(7) <u>その他の重要な計算基礎</u></p> <p>61. <u>「その他の退職給付に関する事項」（会計基準第 30 項(11)）には、次の注記事項を含む。</u></p> <p>(1) <u>事業主が翌年度に支払うと予想される拠出の概算額</u></p> <p>(2) <u>事業主が翌年度に受給権者に支払うと予想される退職給付の概算額</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>代行返上があった場合の注記</p> <p>62. <u>第 46 項による代行返上に関して、将来分返上認可の日の属する事業年度から返還の日の属する事業年度までの各事業年度の財務諸表に次の注記を行う。</u></p> <p>(1) <u>将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する事業年度から過去分返上認可の日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る財務諸表に、①将来分返上認可の日、②期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）及び③期末日現在において測定</u></p>	<p>44-3. <u>前項による代行返上に関して、将来分返上認可の日の属する事業年度から返還の日の属する事業年度までの各事業年度の財務諸表に以下の注記を行う。</u></p> <p>① <u>将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する事業年度から過去分返上認可の日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る財務諸表に、ア. 将来分返上認可の日、イ. 期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）及びウ. 期末日現在において</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>された返還相当額（最低責任準備金）の支払が期末日に行われたと仮定して第46項を適用した場合に生じる損益の見込額</p> <p>(2) 過去分返上認可を受けたとき又は現金納付が完了したときは、当該認可の日又は当該返還の日の属する事業年度に係る財務諸表に、その旨及び損益に与えている影響額</p> <p>なお、将来分返上認可と過去分返上認可又は現金納付の完了が同一事業年度内にあった場合は、上記(1)の②及び③の記載を要しない。</p>	<p>て測定された返還相当額（最低責任準備金）の支払が期末日に行われたと仮定して前項を適用した場合に生じる損益の見込額</p> <p>② 過去分返上認可を受けたとき又は現金納付が完了したときは、当該認可の日又は当該返還の日の属する事業年度に係る財務諸表に、その旨及び損益に与えている影響額</p> <p>なお、将来分返上認可と過去分返上認可又は現金納付の完了が同一事業年度内にあった場合は、上記①のイ及びウの記載を要しない。</p>
<p>小規模企業等における簡便法の注記</p> <p>63. <u>簡便法（第47項参照）を適用した退職給付制度がある場合、次の事項を注記する。この場合、当該制度については会計基準第30項及び本適用指針第52項から第61項の注記を要しない。</u></p> <p>(1) <u>退職給付の会計処理基準に関する事項として、適用した退職給付債務の計算方法（第50項及び第51項参照）</u></p> <p>(2) <u>退職給付制度の概要として、簡便法を適用した制度の概要</u></p> <p>(3) <u>簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債（又は資産）の期首残高と期末残高の調整表（退職給付費用、給付の支払額、拠出額の内訳を示す）</u></p> <p>(4) <u>退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債への調整表（簡便法を適用した退職給付制度以外の制度について第56項の注記をする場合、その内訳に合算することができる）</u></p> <p>(5) <u>退職給付費用（簡便法を適用した退職給付制度以外の制度について第57項の注記をする場合、その内訳に追加することができる）</u></p>	<p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>複数事業主制度の会計処理及び開示</p> <p>（自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準）</p> <p>64. 複数事業主制度を採用している場合の、<u>自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準（会計基準第33項(1)）</u>としては、退職給付債務の比率のほかに、以下に例示する額についての制度全体に占める各事業主に係る比率によることができるものとする。</p> <p>(1) <u>年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額</u></p> <p>(2) <u>年金財政計算における数理債務の額</u></p> <p>(3) <u>掛金累計額</u></p> <p>(4) <u>年金財政計算における資産分割の額</u></p> <p>（自社の拠出に対応する年金資産の額の合理的な計算ができない場合）</p> <p>65. 複数事業主制度の企業年金制度において、「<u>自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき</u>」（<u>会計基準第33項(2)</u>）とは、複数事業主制度において、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合をいうものとする。</p> <p>ただし、これに該当する場合であっても、<u>親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めているときは、当該親会社等の財務諸表上、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないケースにはあたらぬものとする。</u></p>	<p>複数事業主制度に係る計算手法</p> <p>32. <u>（前略）</u></p> <p>複数事業主制度を採用している場合の年金資産等の計算を行うときの合理的な基準（<u>退職給付会計基準五</u>）としては、退職給付債務の比率のほかに、以下に例示する額についての制度全体に占める各事業主に係る比率によることができるものとする。</p> <p>① <u>年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額</u></p> <p>② <u>年金財政計算における数理債務の額</u></p> <p>③ <u>掛金累計額</u></p> <p><u>上記年金財政計算における数理債務の額とは、年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金（第一掛金）による収入現価を控除したものであり、適格退職年金制度においては「責任準備金」と呼ばれている。</u></p> <p>33. 複数事業主制度の企業年金において、<u>総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」</u>（<u>注解（注12）</u>）とは、複数事業主制度において、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合をいう。</p> <p>ただし、これに該当する場合であっても、<u>次のいずれかに該当するときは自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないケースには当たらない。</u></p> <p>① <u>複数事業主間において、類似した退職給付制度を有している場合</u></p> <p>② <u>複数事業主制度において、親会社等の特定の事業主に属する従業員に</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>（確定拠出制度に準じた場合の開示）</u></p> <p>66. <u>会計基準第 33 項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</u> <u>なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。</u></p> <p>適用時期等</p> <p>67. <u>本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</u></p> <p>68. <u>会計基準第 35 項を適用する場合、本適用指針における退職給付債務及び勤務費用の定め（第 4 項から第 16 項）、計算基礎の定め（第 22 項から第 32 項）並びに複数事業主制度の定めの一部（第 64 項及び第 65 項）についても、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する（ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から適用することができる。）。</u></p> <p>69. <u>会計基準第 34 項の適用後、前項を適用しない期間（会計基準第 36 項が定める期間）がある場合、当該期間については、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「改正前指針」という。）における退職給付債務及び勤務費用の定め、計算基礎の定め並びに複数事業主制度の定め（改正前指針第 2 項から第 5 項、第 10 項から第 21 項、第 32 項及び第 33 項）に従う。</u></p>	<p><u>係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めている場合</u></p> <p>【一部改正その 2】</p> <p>2. <u>（前 略）</u> <u>複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、重要性が乏しいときを除き、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記するものとする。</u></p> <p>（新 設） （新 設） （新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>70. <u>会計基準第 37 項が定める会計方針の変更の影響額の算定にあたっては、税効果会計の影響も反映する（〔設例 3〕参照）。</u></p> <p>71. <u>本適用指針の適用にあたり、改正前指針及び日本公認会計士協会が公表している「退職給付会計に関する Q&A」（以下「Q&A」という。）については、改廃を検討することが適当である。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>会計基準変更時差異</p>	<p>会計基準変更時差異</p>
<p>会計基準変更時差異</p>	<p>(会計基準変更時差異の定義)</p>
<p>72. <u>会計基準変更時差異（平成 10 年会計基準の適用初年度の期首における、積立状況を示す額とそれ以前の会計基準により計上された退職給与引当金等の金額との差額）について、改正前指針は 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理することを定めていたが、本適用指針の適用時点で当該会計基準変更時差異の未処理額の残高がある場合には、税効果を調整後の残高を退職給付に係る調整額（その他の包括利益累計額）に計上した上で（〔設例 3〕参照）、この費用処理を継続しなければならない（この場合、第 33 項の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理に準じるものとする。）。</u></p>	<p>42. <u>会計基準変更時差異とは、退職給付会計基準の適用初年度の期首における、「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」の金額と「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」の金額との差額である。この場合における「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」とは退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を意味し、「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」とは、退職一時金及び年金制度に関する従来の会計処理の結果として適用初年度の前年度末において事業主の貸借対照表に計上されている残高をいう。したがって、会計基準変更時差異は、「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」と「従来の会計基準による退職給与引当金等」との差額であり、今後費用処理又は費用の減額処理をしなければならない金額を意味する（設例 2 参照）。</u></p> <p><u>会計基準変更時差異は適用初年度の期首で算定する。</u></p> <p><u>従来の会計基準による会計処理の結果、適用初年度の前年度末において事業主の貸借対照表に計上されている退職給与引当金等の残高には、退職給与引当金のほかに以下の項目が含まれる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>企業年金制度の過去勤務債務等を費用認識した結果の未払金等</u> ② <u>企業年金制度の年金掛金を前払したことによる未経過残高</u>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
	<p><u>（会計基準変更時差異の費用処理）</u></p> <p>43. <u>会計基準変更時差異は、15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理する。これは会計基準変更時差異を一時に費用処理すると、企業の経営成績に大きな影響を与えかねないための配慮である。なお、一定の年数にわたる費用処理には、適用初年度に一括して費用処理する方法も含まれる。</u></p>
(削 除)	<p><u>簡便法を適用する場合の会計基準変更時差異の取扱い</u></p> <p>40. <u>退職給付会計基準の適用初年度に簡便法を適用する事業主においても原則法と同様に会計基準変更時差異を認識し、当該差異を15年以内の一定の期間内で費用処理する。</u></p>
(削 除)	<p><u>（退職給与引当金の引継ぎ）</u></p> <p>44. <u>退職給付会計基準の適用初年度前の年度では、退職給与引当金を設定している場合が多い。退職給与引当金は従来の会計基準により退職給与に係る会計処理を行った結果としての引当金残高であるため、適用初年度の期首においては、退職給付引当金として表示される。また同様に、第42項①及び②に示した企業年金制度の過去勤務債務等を費用処理した結果の未払金等及び年金掛金を前払したことによる未経過残高は退職給付引当金として表示される。</u></p>
(削 除)	<p><u>退職給付信託の取扱いについて</u></p> <p><u>（退職給付信託の設定日の取扱い）</u></p> <p>45. <u>退職給付会計基準の適用初年度前に事業主の保有資産を退職給付信託に拠出した場合は、適用初年度の期首日に当該退職給付信託に自己の資産を期首日における時価で拠出したものとみなす。また、当該退職給付信託の設定は、資産の選別及び退職給付信託契約の締結等の手続が必要なことから、退職給</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
(削 除)	<p><u>付会計基準の適用初年度の期首日までに行えない場合がある。こうした実務上の信託締結手続を考慮して、適用初年度の6か月经過日前に行う退職給付信託への自己の資産の拠出は、適用初年度の期首日に行ったものとみなす。なお、この場合、信託財産の時価は信託への拠出日の時価である。</u></p> <p>(会計基準変更時差異の取扱い)</p> <p>47. <u>退職給付信託は、従来の会計基準により計上された退職給与引当金等と退職給付会計基準による未積立退職給付債務との差額（すなわち、会計基準変更時差異）を速やかに費用処理することにより、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的としている。したがって、第45項に基づいて期首日に信託へみなし拠出された資産の時価と同額を、会計基準変更時差異の適用初年度の期首日において一時の費用として処理する。</u></p> <p><u>この場合、会計基準変更時差異は、第42項による会計基準変更時差異の金額から退職給付信託への資産の時価による拠出額に等しい一時費用処理額を控除した金額を15年以内の一定年数で定期的に費用処理する。</u></p>
(削 除)	<p>代行返上に係る経過措置</p> <p>47-2. <u>代行返上に係る経過措置として、代行返上に関する代議員会の議決が行われ、平成16年3月31日までに厚生労働大臣により代行部分に係る将来分返上に関する認可を受けた場合には、代行部分に係る返還相当額（最低責任準備金）に見合う年金資産が十分に存在することを条件に、返還の日に代え、将来分返上認可の日において、代行部分に係る退職給付債務と年金資産が消滅したものとして会計処理することができる。この経過措置を適用する場合には、第44-2項及び第44-3項によらず、以下のとおり会計処理及び注記を行う。[設例10]</u></p> <p>① <u>将来分返上認可を受けたときは、次による。</u></p> <p>ア. <u>消滅の認識をした代行部分に係る退職給付債務を返還相当額（最</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(削 除)</p>	<p><u>低責任準備金)まで修正し、その差額を損益に計上する。</u></p> <p>イ. <u>未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、将来分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定し、損益に計上する。</u></p> <p><u>(注) 上記ア及びイにおいて認識される損益は、代行返上という特別な同一事象に伴って生じたものであるため、特別損益に純額で表示する。</u></p> <p>② <u>将来分返上認可に関して、将来分返上認可の日の属する事業年度の財務諸表に、以下の注記を行う。</u></p> <p>ア. <u>将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理している旨</u></p> <p>イ. <u>期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）</u> <u>なお、現在、厚生年金基金の代行部分に係る最低責任準備金については凍結期間中であり、将来分返上認可の日における返還相当額（最低責任準備金）は、一定の算定式によって算出される（第 61 項（注）参照）。将来分返上認可の日後、最低責任準備金の算定式が変更されることにより、変更時点において、将来分返上認可の日における算定式に基づく最低責任準備金と変更された算定式に基づいて計算された最低責任準備金との間に差額が生じることが判明した場合には、当該差額を損益に計上するものとする。</u></p> <p>適 用</p> <p>48. <u>本報告は、平成 12 年 4 月 1 日以後開始する事業年度又は連結会計年度から適用する。ただし、企業年金に関する数理計算実施上の関係者の環境整備の状況から、当該年度から直ちに退職給付会計基準に基づく会計処理を適用することが困難であると認められる事業主については、所定の注記を条件に平成 13 年 4 月 1 日以後開始する事業年度又は連結会計年度から適用するこ</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
(削 除)	<p><u>とができる。</u></p> <p>48-2. <u>「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」(平成 13 年 12 月 10 日)は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>
(削 除)	<p>48-3. <u>「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」(平成 15 年 9 月 2 日)は、平成 15 年 9 月 1 日以後終了する事業年度から適用する。</u></p>
(削 除)	<p>48-4. <u>「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」(平成 16 年 10 月 4 日)は、公表日以降に年金資産の返還が行われた場合に適用する。</u></p> <p><u>ただし、公表日前に行われた返還であっても、公表日を含む事業年度(当該事業年度を構成する中間会計期間を含む。)に行われた返還について、改正後の本報告を適用することが望ましい。なお、公表日を含む事業年度の開始後、公表日前に行われた返還について、改正後の本報告により確認された会計処理と異なる会計処理を行っていた場合で、重要性があるものについては、その内容を注記する。</u></p>
(削 除)	<p>48-5. <u>「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」(平成 17 年 3 月 16 日)(以下「改正実務指針」という。)は、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。</u></p> <p><u>ただし、企業会計基準第 3 号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」を、同会計基準第 4 項ただし書きに基づき、平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から適用している場合には、平成 16 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から改正実務指針を適用する。</u></p> <p><u>また、企業会計基準第 3 号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」を、同会計基準第 4 項また書きに基づき、平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用している場合には、当該事業年度に発生した過去勤務債務(貸方差異)</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
(削 除)	<p><u>若しくは数理計算上の差異（貸方差異）又は当該事業年度の期末に計上した数理計算上の差異（借方差異）の処理については、平成 17 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から改正実務指針を適用する。</u></p> <p>48-6. <u>「会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正について」（平成 19 年 6 月 12 日）は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>73. <u>本適用指針は、平成 10 年会計基準の実務上の指針として、日本公認会計士協会から公表されていた改正前指針を改正するものであり、主として、改正前指針における退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び開示項目の拡充を行っている。このほか、日本公認会計士協会から公表されていた Q&A についても、必要な見直しを行った上で、以下に示した考え方の中に引き継いでいる。</u></p> <p>確定給付制度の会計処理</p> <p>退職給付債務及び勤務費用</p> <p>退職給付債務の計算</p> <p>（貸借対照表日前のデータの利用）</p> <p>74. <u>貸借対照表日における退職給付債務は、貸借対照表日現在のデータ等を用いて計算することが原則であるが、実際の計算のためには、一定の期間を必要とすることも少なくないことなどから、従来より、貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日とすることが認められている。ただし、データ等の基準日から貸借対照表日までに重要なデータ等の変更があったときは退職給付債務等を再度計算し、合理的な調整を行わなければならないことに留意する（第 6 項参照）。</u></p> <p>（中間又は四半期における退職給付債務の数理計算）</p> <p>75. <u>退職給付会計における中間会計期間、四半期会計期間又は期首からの累計期間に負担すべき退職給付費用は、期首において算定した退職給付債務に基</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>【Q&A】 Q15 の A</p> <p><u>中間財務諸表作成基準（注解（注 2））では、簡便な決算手続の適用について、ハ「退職給与引当金繰入額は、事業年度の合理的な繰入見積額を期間按</u></p>

適用指針案

づく当年度の勤務費用（第 15 項参照）、利息費用（第 16 項参照）、期首の年金資産に基づく期待運用収益（第 21 項参照）、期首の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異（第 72 項参照）の未処理額の費用処理額等により算定される年間の退職給付費用を按分して計算したものであるため（「中間財務諸表作成基準」注解（注 2）ハ及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 24 項から第 26 項を参照。）、中間期末又は四半期末時点で、退職給付債務の数理計算を行い、これらの費用金額を改めて算定する必要はない。

なお、中間会計期間、四半期会計期間又は期首からの累計期間において、その他の包括利益累計額に計上されていた未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を費用処理した場合には、その他の包括利益の調整（組替調整）が生じる（改正前指針の処理によったならば、退職給付に係る負債が増減する。）ことになる（第 33 項(3)参照）（当該費用に係る法人税等調整額についても、その他の包括利益の調整（組替調整）が生じる。）。

退職給付見込額の期間帰属

（給付算定式に従う給付額が著しく後加重であるかどうかの判定）

76. 会計基準第 19 項では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、退職給付見込額の期間帰属方法として、給付算定式に従う方法の選択適用を認めている（第 11 項参照）。この方法による場合、給付算定式に従う給付額が著しく後加重であるときには、当該後加重である部分（第 13 項参照）の給付については定額で期間帰属させる必要がある（会計基準第 19 項(2)なお書き）。しかし、国際的な会計基準では、給付算定式に従う給付額が著しく後加重といえるのはどのような場合であるかなどについては具体的に定めていない。

審議の過程では、これらについて、より具体的な考え方を本適用指針の中

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

分する方法により計上することができる」とあります。

退職給付会計における中間会計期間に負担すべき退職給付費用は、期首において算定した退職給付債務に基づく当年度の勤務費用、利息費用、期首の年金資産に基づく期待運用収益、また、期首の会計基準変更時差異残高の費用処理額等により算定される年間の「退職給付費用」の 6/12 となりますので、中間期末時点でこれらの費用金額を改めて算定する必要はありません。

また、会計基準変更時差異を適用初年度において一括処理する方法を採用する場合には、適用初年度の中間決算において会計基準変更時差異の全額又は 6/12 を損益計算書に計上することとなります。

なお、退職給付会計基準の適用初年度の期首日（期首日から 6 か月経過日前を含む。）において退職給付信託を設定する場合の会計基準変更時差異の一時費用処理額は、適用初年度の中間決算においてその全額を損益計算書に計上することとなります。

（新 設）

適用指針案

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

で示すべきかが検討されたものの、そのような考え方を特定することにより、かえって国際的な会計基準との整合性が図れないおそれがあると考えられたことから、これを示さないこととした。このため、給付算定式に従う給付額が著しく後加重であるかどうかの判断にあたっては、個々の事情を踏まえて慎重な検討を行う必要がある。

（給付算定式に従う方法と支給倍率基準・ポイント基準との関係）

77. 退職給付見込額の期間帰属方法について改正前指針は、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、支給倍率基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間における支給倍率に対する各期の支給倍率の増加分の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）の選択を認めており、また、ポイント制を適用している場合で、そのポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められるときには、ポイント基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間におけるポイントに対する各期のポイントの増加分の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）の選択を認めていた。

（新 設）

会計基準はこれらの方法を選択適用の対象に含めないこととしたが、給付算定式が支給倍率で表現される制度において給付算定式に従う方法（第 11 項(2)参照）を適用する場合には、支給倍率基準と同様の結果になるものと考えられる（会計基準第 19 項(2)なお書きによる定額での補正が必要になる場合を除く。）。

一方、国際的な議論の中では、我が国のポイント制度（キャッシュ・バランス・プランを含む。以下同じ。）を含めた一部の制度に対して給付算定式に従う方法を適用する場合、その適用方法が必ずしも明確でないと言われており、ポイント基準と同様の方法になるのではないかという意見と、そうではなく、ポイント制度と経済的に同一な平均給与比例制度に対して給付算定式に従う方法を適用した場合と同様の方法になるのではないかという意見が

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>ある。</p> <p><u>この点、我が国の実務における不必要な混乱を避けるため、本適用指針の適用にあたっては、給付算定式に従う方法にはポイント基準が含まれると考えることが適当である（会計基準第19項(2)なお書きによる定額での補正が必要になる場合を除く。）。ただし、今後の国際的な議論との関係の中で、ポイント基準とは異なる方法が合理的と判断された場合には、その適用も妨げられないものと考えられる。</u></p>	
<p><u>（退職給付見込額の期間帰属方法の統一の要否）</u></p> <p>78. <u>第11項に示した退職給付見込額の期間帰属方法の選択は、会計方針の選択適用にあたるため、本来は連結会社間で統一すべきであるが、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一する必要はないものと考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>年金資産</p> <p>退職給付信託</p> <p><u>（退職給付信託に関する従来の考え方の継続）</u></p> <p>79. <u>退職給付信託（第18項参照）は、会計基準変更時差異（第72項参照）を速やかに費用処理し、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的とするものであり、平成10年会計基準の導入に合わせる形で改正前指針がその取扱いを示していた。</u></p> <p>80. <u>改正前指針では、退職給付信託に拠出した資産は通常、事業主に返還されないことが想定されていたが（第91項参照）、当委員会が平成21年1月に公表した「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）では、企業年金制度の掛金の額が、退職給付信託の有無に関係なく積立不足を解消するよう計算されることから、いずれは退職給付信託が積立超過となって事業主に返還される可能性が高いという点で、退職給付信託</u></p>	<p>年金資産</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>を年金資産とすることは不適當ではないかという見方が示され、さらに、前項に掲げた、平成 10 年会計基準の導入時点で必要とされた政策的な役割についても、現状に即した見直しが必要になったのではないかという見方も示された。一方、論点整理では、退職給付信託に係る取扱いを見直す必要はないという見方も示された。</u></p> <p>81. <u>当委員会は、ステップ 1 の見直し（会計基準第 45 項参照）で扱う項目を検討する中で、退職給付信託の取扱いについては対象としないこととし、本適用指針においては改正前指針及びQ&Aの取扱いとその考え方を原則としてそのまま踏襲することとした（ただし、退職給付信託設定時における会計基準変更時差異の取扱いに関連する定めについては、該当する事象が今後は生じないことから引き継いでいない。）。</u></p> <p><u>（退職給付信託が年金資産に該当するための要件）</u></p> <p>82. <u>信託契約は契約自由の原則の下に、事業主と信託銀行等の受託機関との間で締結されるものである。契約によって多様な信託形態が予想されるが、会計基準第 7 項における年金資産に該当するといえるためには、第 18 項の要件を満たし、かつ、第 83 項から第 93 項までの考え方に沿うことが必要である。退職給付信託契約が本適用指針に従っていないと認められる場合、拠出した資産は会計上の年金資産に該当しないことになる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>49. <u>年金資産は企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられた資産をいうが、事業主の保有資産を退職給付信託に拠出した場合も年金資産に該当するものとした。</u></p> <p><u>もとより、信託契約は契約自由の原則の下に、事業主と信託銀行等の受託機関との間で締結されるものである。契約によって多様な信託形態が予想されるが、退職給付会計基準における年金資産に該当するためには、第 50 項から第 58 項までの要件に留意することが必要である。退職給付信託契約が本報告に従っていないと認められる場合、拠出した資産は退職給付会計基準の年金資産に該当しないことになる。</u></p> <p><u>なお、事業主の現金以外の保有資産を退職給付信託として設定した場合、現金以外の資産を退職給付信託から厚生年金基金制度及び適格退職年金制度（この項において「年金制度」という。）へ拠出すことは、現行制度上認められていない。したがって、退職給付信託から年金制度への拠出は現金に換えて行う必要がある。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>（退職給付信託の設定時における考え方）</p> <p>83. <u>退職給付信託は、退職給付制度における退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものであり（第18項なお書き参照）、1つの退職給付信託を複数の退職給付制度に対して設定する場合には、各退職給付制度との対応関係を明確にして、退職給付制度ごとに対応する退職給付信託の年金資産額を区分計算することが必要になる。例えば、退職給付制度に優先順位を設けて退職給付信託における年金資産額を特定の退職給付制度から他の退職給付制度へと順次優先的に振り当てることはできない。</u></p> <p>84. <u>資産の退職給付信託への拠出時に、信託財産及びその他の年金資産の時価の合計額が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産</u></p>	<p>【Q&A】 Q3 の A</p> <p><u>退職給付会計における退職給付信託に拠出できる資産の額は、未積立退職給付債務額を限度とします。未積立退職給付債務は、退職給付債務から年金資産を控除して算定しますので、退職給付債務と年金資産との間には対応関係があることが必要となります。また、「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）（注解（注1））では、「複数の退職給付制度を採用している場合において、一の企業年金制度に係る年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超えるときは、当該年金資産の超過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除してはならない。」と規定しています。そのため、複数の退職給付制度を有する企業は、一つの退職給付制度における年金資産を、他の退職給付制度の退職給付の支払又は拠出金の支払に充てることができないため、未積立退職給付債務は退職給付制度ごとに算定することになります。</u></p> <p><u>退職給付信託に拠出された資産は、退職給付会計における年金資産として、対応する退職給付引当金と相殺して処理されますので、退職給付信託から支払われる退職給付又は拠出金がどの退職給付制度の枠組みの中にあるかを退職金規程等により確認することが必要です。</u></p> <p><u>したがって、退職給付会計において、一つの退職給付信託を複数の退職給付制度に対して設定する場合には、各退職給付制度との対応関係を明確にして、退職給付制度ごとに対応する退職給付信託の年金資産額を区分計算することが必要です。これに対して、例えば、退職給付制度に優先順位を設けて退職給付信託における年金資産額を特定の退職給付制度から他の退職給付制度へと順次優先的に振り当てることはできません。</u></p> <p>【Q&A】 Q2 の A</p> <p><u>退職給付信託は、退職給付制度における退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものですので、資産の退職給付信託への拠出時に、信</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>は退職給付会計上の年金資産としては認められないため（第 18 項なお書き参照）、退職給付信託設定時にこの状況に至った場合には、即時に超過資産を退職給付信託から事業主に返還することが必要になる。ただし、単に見積りの違いや時価評価の時点の相違等による超過であり、かつ、当該金額に重要性がなければ、超過資産の事業主への返還を要せず、退職給付信託財産は年金資産として認められるものと考えられる。</p> <p>85. 親会社が退職給付信託を設定できるのは、親会社の未積立退職給付債務額であり、子会社の未積立退職給付債務を親会社が退職給付信託によって積み立てることができるのは、子会社の従業員が親会社に在籍しており、親会社からの出向の形態をとり、子会社の従業員に係る退職給付債務は親会社の退職給付制度に属しているという場合のみと考えられる。</p> <p>（退職給付信託の設定時点の会計処理）</p> <p>86. 退職給付信託では、例えば、事業主の保有株式を信託することにより、当該株式は事業主から分離されるが、契約により議決権に係る指図の権利を留保することが可能である（第 89 項参照）。また、退職給付信託は退職給付に充てるために設定するものであるが、受益者（将来において退職給付の支払を受ける者）は信託設定時点では特定されない。このような信託へ拠出され</p>	<p>託財産及び年金資産の時価の合計額が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産は年金資産としては認められないことになりま（退職給付会計実務指針第 7 項なお書き）。</p> <p>したがって、退職給付信託設定時に上記の状況に至った場合には、即時に超過資産を退職給付信託から事業主に返還することが必要になります。ただし、単に見積りの違いや時価評価の時点の相違等により超過し、かつ、当該金額に重要性がなければ、超過資産の事業主への返還を要せず、退職給付信託財産は年金資産として認められるものと考えられます。</p> <p>【Q&A】 Q6 の A</p> <p>親会社が退職給付信託を設定できる限度額は、親会社の未積立退職給付債務額です。この未積立額は親会社における退職給付債務と親会社における年金資産との差額です。</p> <p>子会社の未積立退職給付債務を親会社が退職給付信託によって積み立てることができるのは、子会社の従業員が全員親会社の従業員として親会社の退職給付債務計算の対象となっていることが必要です。すなわち、子会社の従業員に係る未積立退職給付債務に対応する退職給付信託を親会社が設定できる場合とは、子会社の従業員が親会社に在籍しており、親会社からの出向の形態をとり、子会社の従業員に係る退職給付債務は親会社の退職給付制度に属しているという場合のみに限定されます。</p> <p>（退職給付信託において年金資産とするための会計処理）</p> <p>50. 退職給付信託では、例えば、事業主の保有株式を信託することにより、当該有価証券は事業主から分離されるが、契約により議決権に係る指図の権利を留保することが可能である。また、退職給付信託は退職給付に充てるために設定するものであるが、受益者（将来において退職給付の支払を受ける者）は信託設定時点では特定されない。このような信託へ拠出された資産につい</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>た資産についても、退職給付会計上の年金資産とするためには、当該資産の退職給付信託への拠出取引は事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行う（第19項及び〔設例8-1〕参照）。</p> <p>（他益信託の要件）</p> <p>87. 退職給付信託へ拠出した資産を退職給付会計上の年金資産とするためには、収益（配当）を事業主に帰属させる自益信託は認められない。</p> <p>収益を受ける権利を事業主に帰属させる信託方式を認めないとする理由は、いったん退職給付信託に入金された収益金たる現金を事業主に返還することになり、信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託の趣旨に反することになると考えられるからである。</p> <p>（退職給付信託の長期期待運用収益率の見積り）</p> <p>88. <u>例えば、事業主の保有する単一銘柄の株式を退職給付信託に拠出したときなど、その評価損益及び実現損益に基づく長期期待運用収益率の見積りが難しい場合も考えられる。</u>過去の実績などから合理的な見積りが容易なものは配当のみであるが、期待運用収益の算定が困難なときにはこれを見積らずに、当年度の実績運用損益を数理計算上の差異として処理することも必要になる<u>場合がある</u>。また、状況によっては、<u>長期期待運用収益率のマイナス値、すなわち予想運用損失率を見積ることも考えられる。</u></p> <p>（議決権行使の指示）</p> <p>89. 退職給付信託へ拠出した資産が株式である場合には、当該株式の名義は受託者に移るが、議決権行使の指示（白紙委任、賛否の指示）は事業主に残る場合も考えられる。この場合、議決権の実際の行使は受託者が行うが、その</p>	<p>ても、退職給付会計上の年金資産とするためには、当該資産の退職給付信託への拠出取引は事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行う（設例7参照）。</p> <p>（他益信託の要件）</p> <p>52. 退職給付信託へ拠出した資産を退職給付会計上の年金資産とするためには、収益（配当）を事業主に帰属させる自益信託は認められない。</p> <p>収益を受ける権利を事業主に帰属させる信託方式を認めないとする理由は、いったん退職給付信託に入金された収益金たる現金を事業主に返還することになり、信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託の趣旨に反することになると考えられるからである。</p> <p>（退職給付信託の期待運用収益率の見積り）</p> <p>51. 事業主の保有<u>資産</u>を退職給付信託に拠出した場合は、その評価損益及び実現損益に基づく期待運用収益率の見積りは、<u>事業主が独自に算定することも</u>あるため、<u>可能ではあるが難しい場合もあるものと思われる。</u>退職給付信託に拠出された資産が株式である場合には、<u>過去の実績から合理的な見積りが容易なものは配当のみであるが、期待運用収益の算定が困難なときにはこれを見積もらずに、当年度の実績運用損益を数理計算上の差異として処理することも必要になる。</u>また、状況によっては、<u>株式市況の動向から期待運用収益率のマイナス値、すなわち予想運用損失率を見積もらなければならないこともある。</u></p> <p>（議決権行使の指示）</p> <p>53. 退職給付信託へ拠出した資産が株式である場合には、当該株式の名義は受託者に移るが、議決権行使の指示（白紙委任、賛否の指示）は事業主に残る場合も考えられる。この場合、議決権の実際の行使は受託者が行うが、その</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>指示を行うことにより、意思は事業主に残されていることになる。退職給付信託方式での株式について議決権行使の指示権が事業主に残されたとしても、信託として拠出した株式を退職給付会計上、年金資産としても差し支えないと考えられる。</p> <p>（信託財産の処分等の指示）</p> <p>90. 受託者は信託目的に沿って信託財産を管理する受託者責任を有しているため、それに反するような指示があった場合に、当該指示について拒否できないということが信託契約書上明示されている契約では受託者責任を全うできず、退職給付のために信託を設定したのかどうか疑わしいことになる。そこで、当初から「いかなる指示も拒否できない」と明示された契約における信託財産は、退職給付会計上の年金資産として認められない<u>もの</u>と考えられる。</p> <p>（退職給付信託の資産の入替え）</p> <p>91. 退職給付信託は、退職給付の支払又は他の企業年金制度への拠出を行うことを目的として設定されるので、事業主との間で現金による入替え又は時価が同等の他の資産との入替えは通常生じないと考えられる。すなわち、退職給付信託に拠出した資産は事業主に返還されないことが基本的な考え方である。つまり、資産の買戻しが行われると、会計上は当該資産の信託設定時における損益（第19項参照）は結局実現しなかったことになる。また、現金と入れ換えることは資産の買戻しと同様であり、信託した資産が事業主に戻ることになるので認められない。更に、時価が同等の他の資産との交換については、これを可能とすると、退職給付信託の資産の入替えを理由に、取引の実現が客観的に判断しにくい損益が計上されるという弊害が残ることになりかねない。</p> <p>ただし、退職給付信託が超過積立の状況となった場合、信託した資産が株</p>	<p>指示を行うことにより、意思は事業主に残されていることになる。退職給付信託方式での株式について議決権行使の指示権が事業主に残されたとしても、信託として拠出した株式を退職給付会計上、年金資産としても差し支えないと考えられる。</p> <p>（信託財産の処分等の指示）</p> <p>54. 受託者は信託目的に沿って信託財産を管理する受託者責任を有しているため、それに反するような指示があった場合に、当該指示について拒否できないということが信託契約書上明示されている契約では受託者責任を全うできず、退職給付のために信託を設定したのかどうか疑わしいことになる。そこで、当初から「いかなる指示も拒否できない」と明示された契約における信託財産は、退職給付会計上の年金資産として認められない。</p> <p>（退職給付信託の資産の入替え）</p> <p>55. 退職給付信託は、退職給付の支払又は他の年金制度への拠出を行うことを目的として設定されるので、事業主との間で現金による入替え又は時価が同等の他の資産との入替えは通常生じないと考えられる。すなわち、退職給付信託に拠出した資産は事業主に返還されないことが基本的な考え方である。つまり、資産の買戻しが行われると、会計上は当該資産の信託設定時における損益は結局実現しなかったことになる。また、現金と入れ換えることは資産の買戻しと同様であり、信託した資産が事業主に戻ることになるので認められない。更に、時価が同等の他の資産との交換については、これを可能とすると、退職給付信託の資産の入替えを理由に、取引の実現が客観的に判断しにくい損益が計上されるという弊害が残ることになりかねない。</p> <p>ただし、退職給付信託が超過積立の状況となった場合、信託した資産が株式であり当該株式が上場廃止等により流動性がなくなり信託目的を達成で</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>式であり当該株式が上場廃止等により流動性がなくなり信託目的を達成できない場合及び買収・合併により年金資産に自己株式が生じるおそれがある場合のほか、<u>これらと同等の状況の発生（通常はほとんど発生しないものと考えられる。）により、入替えが必要と認められる特別の事由（時価の下落はこれに含まれない。）が存在するに到った場合はこの限りではない。</u></p>	<p>きない場合及び買収・合併により年金資産に自己株式が生じるおそれがある場合等、<u>入替えが必要と認められる特別の事由が存在するに到った場合はこの限りではない。</u></p> <p>【Q&A】 Q4 の A</p> <p>(1) <u>退職給付信託を設定した場合、拠出した資産は事業主の資産と分離されるので、退職給付信託設定損益を損益計算書に計上することが認められますが、信託設定後、事業主の資産と信託財産との入替えが行われると、一度拠出した資産が事業主に戻ることとなりますので、当初の退職給付信託設定損益の実現に疑問が生ずることになります。したがって、退職給付会計のもとでは、信託への拠出時に想定されなかった特別の事由が発生しない限り、信託した資産の事業主の資産との入替えはできないこととされています。</u></p> <p><u>退職給付会計実務指針第 55 項では、退職給付信託が超過積立の状況となった場合、信託した株式が上場廃止等により流動性がなくなり信託目的を達成できなくなった場合及び買収・合併により年金資産に自己株式が生じるおそれがある場合が、資産の入替えが認められる特別の事由として例示されていますが、その他の場合においても資産の入替えはこれと同等の状況の発生時においてのみ認められるものであり、通常はほとんど起こらないものと考えられます。</u></p> <p>(2) <u>退職給付会計においては、年金資産の期待運用収益は、期首の年金資産に係る期待運用収益率により算定し、期待運用収益額を当期の退職給付費用から減額処理することにより認識します。また、期待運用収益と実際の運用成果との差異が数理計算上の差異に含められ、平均残存勤務期間内の一定年数にわたり費用（又は費用の減額）処理されます。したがって、退職給付会計における年金資産となる退職給付信託財産の時価が下落した場合においても、当該下落額は数理計算上の差異の一部として把握し、損益計算書上遅延認識されますので、ご質問にあるような時価の下落は、信託財産を事業主の</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>（退職給付信託の抛対象資産）</p> <p>92. 　いかなる資産が抛出により年金資産となり得るかは、会計上の直接の問題ではないが、退職給付信託に抛出できる資産は、一般に上場有価証券等、時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性の高い資産であることが求められる。したがって、土地などの有形固定資産については、通常、抛対象資産とすることは<u>適当ではない</u>と考えられる。</p> <p>　これは、<u>退職給付信託に抛出した資産は退職給付会計における年金資産に該当し、事業主は抛出時に抛出資産の時価により資産の売却と同様の会計処理を行い（第19項参照）、年金資産は期末に時価評価を行う（第20項参照）ことから、退職給付信託に抛出した資産は時価の算定が客観的かつ容易であることが求められ、また、<u>退職給付信託から対応する退職給付制度への抛出又は退職給付の支払に充てられるものであるため、換金性の高い資産であることが適当と考えられることによる。</u></u></p> <p>93. 　退職給付信託に抛出した資産が子会社株式及び関連会社株式である場合においては、連結財務諸表作成上、次の点に留意することが必要である。</p> <p>（1）　子会社及び関連会社の範囲の決定においては、退職給付信託した株式の受託者は、<u>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第7項(2)①に定める「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」とみなす。</u></p>	<p><u>資産と入れ替えることのできる特別の事由には該当しません。</u></p> <p>（退職給付信託の抛対象資産）</p> <p>56. 　いかなる資産が抛出により年金資産となり得るかは、会計上の直接の問題ではないが、退職給付信託に抛出できる資産は、一般に上場有価証券等、時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性の高い資産であることが求められる。したがって、土地などの有形固定資産については、通常、抛対象資産とすることが<u>難しい</u>と考えられる。</p> <p>【Q&A】 Q5のA</p> <p>　退職給付信託に抛出した資産は退職給付会計における年金資産に該当し、事業主は抛出時に抛出資産の時価により資産の売却と同様の会計処理を行い、年金資産は期末に時価評価を行います。したがって、退職給付信託に抛出した資産は、<u>時価の算定が客観的かつ容易であることが求められ、また退職給付信託から対応する退職給付制度への抛出又は退職給付の支払に充てられるものであるため、換金性の高い資産であることが要件となります。</u></p> <p><u>退職給付信託における年金資産は上記の要件を満たす必要がありますので、現状では、土地などの有形固定資産は時価の客観性・換金性に制約があると考えられ、年金資産とはしないこととしました。</u></p> <p><u>将来、不動産の証券化についての法制が整備され、流動性や市場性が確保される場合には、法制度の制定により年金資産の範囲についての再考も考えられます。</u></p> <p>57. 　退職給付信託に抛出した資産が子会社株式及び関連会社株式である場合においては、連結財務諸表作成上、次の点に留意することが必要である。</p> <p>（1）　子会社及び関連会社の範囲の決定においては、退職給付信託した株式の受託者は、<u>「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(平成10年10月30日 企業会計審議会)に定める「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意して</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(2) 連結決算上、子会社の資本と親会社の投資勘定の相殺がなされるため、連結財務諸表上に子会社株式は存在しない。このため連結対象である子会社の株式を信託した場合には、連結決算上、信託への拠出に伴い発生した退職給付信託設定損益はなかったものとする。また、退職給付信託に拠出した株式の持分については、親会社持分損益の計算上、持分比率を減少させる必要がある。</p> <p>(3) 関連会社株式について連結決算上持分法を適用している場合には、退職給付信託に拠出した株式の持分について持分法会計上、持分比率を減少させる必要がある。</p> <p>(削 除)</p>	<p>いる者」とみなす。</p> <p>(2) 連結決算上、子会社の資本と親会社の投資勘定の相殺がなされるため、連結財務諸表上に子会社株式は存在しない。このため連結対象である子会社の株式を信託した場合には、連結決算上、信託への拠出に伴い発生した退職給付信託設定損益及び会計基準変更時差異の一時費用処理（第 47 項参照）はなかったものとする。また、退職給付信託に拠出した株式の持分については、親会社持分損益の計算上、持分比率を減少させる必要がある。</p> <p>(3) 関連会社株式について連結決算上持分法を適用している場合には、退職給付信託に拠出した株式の持分について持分法会計上、持分比率を減少させる必要がある。</p> <p>（退職給付信託設定における会計基準変更時差異の取扱い）</p> <p>58. <u>退職給付信託は、会計基準変更時差異を速やかに費用処理することにより、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的としているため、資産の時価による拠出額と同額を、会計基準変更時差異の適用初年度の期首日における一時費用処理に充てるものとした。本来、事業主の保有資産を信託設定する会計処理と、会計基準変更時差異の費用処理とは別個の取引事象であるが、退職給付信託の目的に上記のような、会計基準変更時差異の早期費用処理による支払準備資産の確保という側面があるため、適用初年度の期首日におけるみなし拠出取引に限り、会計基準変更時差異を一時費用処理することとした。</u></p> <p><u>また、信託設定の実務上の手続を配慮して、適用初年度の6か月経過日前に行う退職給付信託への自己の資産の拠出は、適用初年度の期首日に行ったものとみなすこととした。</u></p> <p><u>なお、適用初年度の期首日後6か月以内に信託へ拠出された資産の時価は、実際の拠出日における時価であることに留意する必要がある。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>数理計算において用いる計算基礎</p> <p>割引率</p> <p>94. 退職給付債務（及び退職給付費用）の計算に用いる割引率は、貸借対照表日現在の退職給付債務を求めるために用いるものであるから、金銭的時間価値のみを反映させるべきであり、したがって、信用リスクフリーレートに近い「期末における安全性の高い債券の利回り」を用いることとされている。我が国において「安全性の高い債券」とは、<u>国債、政府機関債及び優良債券が含まれるが、優良な債券には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債が含まれると考えられる（第 24 項参照）。</u></p> <p>なお、期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリクス表」等から入手できる。</p> <p>95. <u>退職給付債務等の計算に用いる割引率は、期末における安全性の高い債券の利回りを</u>用いるため、<u>年金資産の長期期待運用収益率（第 25 項参照）をそのまま割引率として用いることはできない。</u></p> <p>（割引率の決定）</p> <p>96. <u>改正前指針は、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とし、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができることとしていたが、本適用指針では、時期や金額が異なる支払いから構成される退職給付債務を適切に割り引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、給付見込期間に応じた安全性の高い債券の利回りを基礎として、給付見込期間ごとに割引率を設定することとした（第 24 項参照）。</u></p>	<p>59. 退職給付債務（及び退職給付費用）の計算に用いる割引率は、貸借対照表日現在の退職給付債務を求めるために用いるものであるから、金銭的時間価値のみを反映させるべきであり、したがって、信用リスクフリーレートに近い「期末における安全性の高い<u>長期の債券の利回り</u>」を用いることとされている。我が国において「安全性の高い<u>長期の債券</u>」とは、<u>長期の国債、政府機関債のほか</u>に、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債が含まれると考えられる。</p> <p>なお、期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリクス表」等から入手できる。</p> <p>【Q&A】 Q1 の A</p> <p>(2) <u>退職給付会計における退職給付債務は、企業年金制度における年金資産に関連付けて測定されることはありませんので、退職給付債務を計算するために使用する割引率として年金資産の運用収益率をそのまま使用するべきではありません。</u></p> <p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>97. <u>一方、こうした考え方に従って退職給付債務を算定した結果と、単一の加重平均割引率を使用して算定した結果が近似することも考えられる。そこで、実務上の観点から、給付見込期間ごとに割引率を設定する方法に代えて、単一の加重平均割引率の使用も認めることとした。この設定にあたっては、退職給付の支払が見込まれる時期だけではなく、退職給付額も加味する必要があることに留意する。</u></p> <p>（合理的な補正方法の利用）</p> <p>98. <u>退職給付債務（及び勤務費用）の計算は、期末における安全性の高い債券の利回りを基礎とした割引率を用いることが原則であるが、例えば、事前に計算をした割引率のみ異なる複数の計算結果をもとに、合理的な補正方法によって、期末の割引率による計算結果を求める（会計基準第 63 項なお書き参照）こともできるものと考えられる（実際の計算にあたっては、【資料 6】も参考となる。）。</u></p> <p>長期期待運用収益率</p> <p>99. <u>長期期待運用収益率（第 25 項参照）の設定の際に考慮すべき事項については、改正前指針における取扱いを引き継いでいるが、年金資産が将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられ、長期的に運用されている点を踏まえ、長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>【Q&A】 Q1 の A</p> <p>(1) <u>会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付会計実務指針」という。）第 18 項における割引率変更の要否を検討したこと等により、前期末の割引率を変更し当期末の割引率を用いて退職給付債務を計算することとなる場合には、当期末の割引率は期末における市場利回りを基礎として決定することとなります。</u></p> <p><u>なお、退職給付債務の計算においては、退職給付会計実務指針第 10 項に記載の貸借対照表日前のデータを利用して計算することが一般に行われているため、企業会計基準その 3 第 12 項では、「従来から、割引率のみ異なる複数の結果をもとに、合理的な補正方法によって、それら以外の割引率による計算結果を求めることができる」とされています。したがって、期末日における割引率を予測して複数の計算結果を準備し、これらを基に、期末日における実際の割引率による退職給付債務を求める方法も、それが合理的な補正方法であるならば適用することが可能であると考えられます。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>（新 設）</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>間にわたる期待に基づくことを明らかにした。</u></p> <p><u>なお、これは従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更には該当しないことに留意が必要である。</u></p> <p>その他の計算基礎</p> <p>(予想昇給率)</p> <p>100. <u>改正前指針は、予想昇給率について、「確実に」見込まれるものを合理的に推定して算定することとし、また、ベースアップについても、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予想昇給率の算定には含めないこととしていた。</u></p> <p><u>しかしながら、会計基準では、合理的に見込まれる退職給付の変動要因について、確実に見込まれる昇給等ではなく、予想される昇給等を考慮するよう変更されたことから（会計基準第54項）、本適用指針では、上記のベースアップに関する定めについては引き継がないこととし、また、予想昇給率は確実に見込まれるものに限らないものとした（第28項参照）。</u></p> <p>(計算基礎の連結会社間での統一の要否)</p> <p>101. <u>加重平均された割引率（第24項参照）、長期期待運用収益率（第25項参照）は同一事業主の複数の制度間で異なり得るが（第23項参照）、これらに加えて、その他の計算基礎（退職率、予想昇給率等。第26項から第28項参照）は、各会社間においても異なるのが通常であり、連結会社間で統一する必要はないものと考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>【Q&A】 Q14 の A</p> <p><u>(前 略)</u></p> <p>(2) <u>数理計算において用いる予測数値</u></p> <p>① <u>割引率</u></p> <p><u>退職給付債務の計算における割引率は、期末における安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定されます。この場合の長期とは、原則として退職給付の見込支払日までの平均期間ですので、各連結会社において、この平均期間が異なるのであれば、割引率は連結会社間で異なることとなります。</u></p> <p>② <u>期待運用収益率</u></p> <p><u>期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>計算基礎に重要な変動が生じているかどうかの判定方法 （その他の計算基礎の変更の要否）</p> <p>102. <u>予想昇給率や退職率等について、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しがあった場合、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討をすることが適当である（第 32 項参照）。</u></p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用 費用処理方法 （費用処理方法の統一の要否）</p> <p>103. <u>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法である、定額法又は定率法の選択（第 35 項参照）は、会計方針の選択適用にあたるため、本来は連結会社間で統一すべきであるが、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一する必要はないものと考えられる。</u></p>	<p><u>運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して決定されます。したがって、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針が各連結会社において異なれば、期待運用収益率は連結会社間で異なることとなります。</u></p> <p>③ その他の基礎率 退職率、<u>予定昇給率等は、各連結会社において異なるのが通常であり統一することはありません。</u></p> <p>（その他の基礎率変更の要否）</p> <p>20. <u>（前 略）ただし、企業年金制度における財政再計算時の基礎率の見直しは、退職給付債務の計算に反映させる必要がある。</u></p> <p>【Q&A】 Q14 の A （前 略）</p> <p>(4) <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法</u> <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理は、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法、又は平均残存勤務期間内の一定の年数で費用処理する方法（定額法）により行われますが、未認識過去勤務債務残高及び未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法（定率法）によることもできます。過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法（すなわち、定額法又は定率法）は、本来連結会社間で統一することが望ましいのですが、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一する必要はありません。</u></p>

適用指針案

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

（費用処理年数の決定）

104. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理は、平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたり行う（会計基準第 24 項及び第 25 項）。複数の退職給付制度を有する場合には、それぞれの制度の加入従業員の構成により平均残存勤務期間（第 37 項参照）が異なることもあるため、数理計算上の差異又は過去勤務費用の費用処理年数は制度ごとに個別に決定することができるものと考えられる。

また、平均残存勤務期間は連結会社間においても異なるのが通常であるため、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理年数を連結会社間で統一する必要もないものと考えられる。

（費用処理年数の変更）

105. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の決定方法としては、次の方法が考えられる。

【Q&A】 Q12 の A

退職給付会計による会計基準変更時差異は、新たな会計基準を採用したことによる会計的な影響額であり、退職給付制度ごとに異なる費用処理年数を用いる合理的な理由はないので統一することになります。

他方、過去勤務債務又は数理計算上の差異の費用処理は、退職給付制度に加入する従業員の将来の平均残存勤務期間内の一定の年数にわたり行います。したがって、複数の退職給付制度を有する場合には、それぞれの制度の加入従業員の構成により平均残存勤務期間が異なることもあり、制度ごとに異なる費用処理年数を用いることが合理的であり、費用処理年数は各制度ごとに個別に決定することができます。

【Q&A】 Q14 の A

（前 略）

（3） 過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数

過去勤務債務は、その発生要因である給付水準の改訂等が、従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、数理計算上の差異は、予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されること等により、原則として、それらの各年度の発生額は、平均残存勤務期間内の一定の年数で費用処理した額とします。したがって、給付水準の改訂等の効果が及ぶ期間が、連結会社間において異なるのが通常ですので、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を連結会社間で統一する必要はありません。

【Q&A】 Q9 の A

費用処理年数の決定方法として、①発生年度に全額を費用処理する方法、②平均残存勤務期間とする方法、及び③平均残存勤務期間内の一定の年数と

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(1) 発生年度に全額を費用処理する方法</p> <p>(2) 平均残存勤務期間とする方法</p> <p>(3) 平均残存勤務期間<u>以内</u>の一定の年数とする方法</p> <p>上記(1)、(2)及び(3)の費用処理年数の決定方法が合理的な理由により変更される場合には、会計方針の変更となる（第39項参照）。</p> <p>また、企業が採用している費用処理年数の決定方法内で、その費用処理年数を変更した場合、下記の取扱いに従う（(1)を採用している場合には、<u>該当はない</u>）。</p> <p>(2)の方法を採用している場合で、平均残存勤務期間が短縮されたときは、期首残高の費用処理年数の変更を行うため、<u>会計事実の変更に伴う会計上の見積りの変更となる</u>（第40項参照）。</p> <p>(3)の方法を採用している場合には、変更を行う理由により、<u>会計方針の変更又は会計上の見積りの変更となる</u>。例えば、<u>リストラクチャリング</u>による従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、<u>会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となる</u>。この場合、第40項(1)及び(2)に準じた処理を行う必要がある（同項(1)の「平均残存勤務期間」及び(2)の「費用処理年数」を、「一定の年数」に読み替える。）。一方、これ以外の合理的な理由により変更する場合は会計方針の変更となるが、<u>数理計算上の差異又は過去勤務費用ごと</u>にいったん選択した費用処理年数を毎期継続して適用しないと、<u>会計年度間で異なる方法により利益が算出される結果、期間比較可能性が確保されないこととなるため</u>、いったん採用した費用処理年数は正当な理由により変更する場合を除き、各期間を通じて継続して適用しなければならず（第39項参照）、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできないことに留意が必要である。</p>	<p>する方法があります。</p> <p>上記①、②及び③の費用処理年数の決定方法が合理的な理由により変更される場合には、<u>会計方針の変更となります</u>。</p> <p>また、企業が採用している費用処理年数の決定方法内で、その費用処理年数を変更した場合、下記の取扱いに従います。</p> <p>①を採用している場合には、<u>費用処理年数の変更はあり得ません</u>。</p> <p>②の方法を採用している場合で、平均残存勤務期間が短縮されたときは、期首残高の費用処理年数の変更を行うため、<u>会計事実の変更に伴う見積りの変更となります</u>。</p> <p>③の方法を採用している場合には、変更を行う理由により、<u>会計方針の変更か見積りの変更となります</u>。例えば、<u>リストラ</u>による従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、<u>会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更ですので、見積りの変更となります</u>が、これ以外の合理的な理由により変更する場合は、<u>会計方針の変更となります</u>。</p> <p>【Q&A】 Q8 の A</p> <p><u>過去勤務債務又は数理計算上の差異の費用処理に当たっては、費用処理年数として発生年度における平均残存勤務期間を選択している場合には、当然に発生年度ごとの当該期間が費用処理年数となりますが、発生年度における平均残存勤務年数を採用していない場合には、事業主が費用処理年数を任意に選択することができます。この場合、過去勤務債務又は数理計算上の差異ごと</u>に、<u>いったん選択した費用処理年数を毎期継続して適用しないと会計年度間で異なる方法により利益が算出され、期間比較が損なわれることとなり</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>退職金規程改訂の施行日が翌期である場合の取扱い</p> <p>106. <u>退職金規程等の改訂（第42項参照）が行われた場合、通常、改訂日以後、最初に到来する決算日現在における退職給付債務は、施行日前の退職者については改訂前の規程による給付、施行日後の退職者については改訂後の規程による給付に基づいて計算されることとなる。退職給付債務の増額となる過</u></p>	<p><u>ます。したがって、いったん採用した費用処理年数は、正当な理由により変更する場合を除き、各期間を通じて継続して適用しなければならず、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできません。</u></p> <p><u>以上のことから、平均残存勤務期間が15年の会社が、前期まで数理計算上の差異の発生額を10年で費用処理していた場合に、当期発生額を12年で費用処理することは、原則としてできません。</u></p> <p><u>他方、リストラによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が前期までの費用処理年数より短くなった場合には、再検討を行った年度に発生した過去勤務債務及び数理計算上の差異について費用処理年数を変更するとともに、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高について、退職給付会計実務指針第30項(1)及び(2)に規定している内容と同様の処理を、以下のとおり行う必要があります。</u></p> <p>(1) <u>定額法による場合の費用処理年数の短縮</u></p> <p><u>未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高は、「短縮後の一定の年数－既経過年数」にわたって費用処理するものとする。なお、「短縮後の一定の年数－既経過年数」がゼロ又はマイナスとなる場合は、当期に残高のすべてを一括して費用処理する。</u></p> <p>(2) <u>定率法による場合の費用処理年数の短縮</u></p> <p><u>未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高に、短縮後の一定の年数に基づく定率を乗じた額を費用処理する。</u></p> <p>【Q&A】 Q10のA</p> <p><u>過去勤務債務は、従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもと遅延認識が行われるものであり、「原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない」（退職給付会計基準三2(4)）とされています。通常、改訂日以後、</u></p>

適用指針案

去勤務費用の発生は、従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することとされている（会計基準第 65 項(1)）ことを踏まえ、退職金規程の改訂が当期に行われ、その施行日が翌期である場合でも、過去勤務費用は改訂日（労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日）現在で認識・測定され、改訂日が事業年度の途中であるときには、会社の採用する費用処理方法に従って改訂日から期末までの月数等に応じた額を当期に費用処理することが合理的な方法と考えられる（これに対し、退職給付制度の終了の場合には、改訂規程等の施行により、事業主と従業員の権利関係が明確に変わるようになるため、当該終了の時点は施行日となる。）。

なお、退職金規程等の改訂により、退職給付債務の減額となる過去勤務費用が発生した場合にも、原則として、改訂日から、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を費用から減額処理することになる。

また、退職金規程等の改訂により支給開始時期の変更を行った場合に、その結果生じた退職給付債務の増減額は、過去勤務費用の発生となることに留意が必要である。

年金資産の一部返還の場合の取扱い

107. 会計基準第 7 項において年金資産の要件が定められ、また、本適用指針第 18 項では退職給付信託の信託財産について、この要件を満たすためのさらに具体的な要件が定められている。

年金資産が退職給付債務を超過する額である積立超過分について事業主へ返還しても、返還されなかった資産は引き続き年金資産に該当するものと考えられるが、そのためには、年金資産については、会計基準第 7 項(1)で定められているように、「退職給付以外に使用できないこと」がその適格性の要件であるため、退職給付債務と年金資産とを比較して、将来の予測できる一定期

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

最初に到来する決算日現在における退職給付債務は、施行日前の退職者については改訂前の規程による給付、施行日後の退職者については改訂後の規程による給付に基づいて計算されることとなります。したがって、過去勤務債務は改訂日現在で認識・測定され、改訂日が事業年度の途中である場合には、会社の採用する費用処理方法に従って改訂日から期末までの月数等に応じた額を当期に費用処理することが合理的な方法と考えられます。

なお、退職金規程等の改訂により、退職給付債務の減額となる過去勤務債務が発生した場合にも、原則として、改訂日から、平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を費用から減額処理することになります。

また、退職金規程等の改訂により支給開始時期の変更を行った場合に、その結果生じた退職給付債務の増減額は、過去勤務債務の発生となることに留意してください。

【Q&A】 Q4-2 の A

退職給付会計実務指針第 6 項において、特定の資産が年金資産として認められるための基本的要件が定められ、そして第 7 項では退職給付信託の信託財産について、第 6 項の基本的要件を満たすための具体的な要件が定められています。

第 6 項の③では、年金資産の要件の一つとして、年金資産が退職給付債務を超過する額である積立超過分を除き年金資産の事業主への返還を禁止するとされていることから、積立超過分について事業主へ返還しても、返還されなかった資産は引き続き年金資産に該当するものと考えられます。ただし、年金資産については、第 6 項の①で規定されているように、「退職給付

適用指針案

間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要である。

本適用指針第 18 項(3)では、退職給付信託に係る積立超過分の取扱いについて明示されていないが、退職給付信託の信託財産についても当然に年金資産の要件である会計基準第 7 項(3)が適用されるため、積立超過分について事業主へ返還しても、返還されなかった信託財産を引き続き年金資産として処理することができるものと解される。ただし、当該積立超過分についても、会計基準第 7 項(1)及び本適用指針第 18 項(1)に基づき、退職給付へ使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要である。

また、会計基準第 7 項(3)で事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されており、さらに、本適用指針第 18 項(3)においても退職給付信託が事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還等、事業主の受益者に対する詐欺的な行為が禁止されていることから、返還にあたってはこれらに反しないことが必要である。退職給付信託では、信託契約上、信託財産の所有権は受託者に移転し、その管理・運用・処分の権限は受託者（又は信託管理人）が有していることから、積立超過額を信託契約に基づき事業主に返還することの是非及び返還額の妥当性は、受託者（又は信託管理人）の独立した判断に従って決定され、それに基づき事業主へ返還される必要がある。したがって、この場合には、返還されなかった信託財産は、返還後も引き続き会計基準第 7 項及び本適用指針第 18 項の要件を満たすため、年金資産に該当することになる。なお、事業主の意思等により積立超過額の返還が行われた場合には、返還されなかった信託財産は、会計基準第 7 項及び本適用指針第 18 項の要件を満たさないことになるため、返還後は、返還されなかった信託財産も事業主の資産として会計処理することになる。

他方、退職給付信託を設定している退職給付制度の終了（企業会計基準適

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

以外に使用できないこと」がその適格性の要件であるため、退職給付債務と年金資産とを比較して、将来の予測できる一定期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要です。

第 7 項の③では、退職給付信託に係る積立超過分の取扱いについて明示されていませんが、退職給付信託の信託財産についても当然に基本的要件である第 6 項の③が適用されますので、積立超過分について事業主へ返還しても、返還されなかった信託財産を引き続き年金資産として処理することができるものと解されます。ただし、当該積立超過分についても、第 6 項の①及び第 7 項の①に基づき、退職給付へ使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要です。

また、第 6 項の③で事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等、事業主の受給者等に対する詐欺的行為が禁止されており、さらに、第 7 項の③においても退職給付信託が事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び受益者に対する詐欺行為が禁止されていることから、返還に当たってはこれらに反しないことが必要です。退職給付信託では、信託契約上、信託財産の所有権は受託者に移転し、その管理・運用・処分の権限は受託者（又は信託管理人）が有していることから、積立超過額を信託契約に基づき事業主に返還することの是非及び返還額の妥当性は、受託者（又は信託管理人）の独立した判断に従って決定され、それに基づき事業主へ返還される必要があります。したがって、この場合には、返還されなかった信託財産は、返還後も引き続き第 6 項及び第 7 項の要件を満たすため、年金資産に該当することになります。なお、事業主の意思等により積立超過額の返還が行われ、その結果、受益者（事業主の受給者等）への詐欺的行為に該当することとなった場合には、返還されなかった信託財産は、第 6 項及び第 7 項の要件を満たさないことになるため、返還後は、返還されなかった信託財産も事業主の資産として会計処理することになります。

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第4項参照）や厚生年金基金の代行返上（<u>第46項参照</u>）等が生じたときに、退職給付債務の支払が退職給付信託の信託財産以外の資産をもって行われたり、退職給付債務の支払義務が消滅したりすることにより、結果として積立超過の状況となる場合がある。このような場合には、当該積立超過額は、退職給付信託設定の対象となった退職給付債務との対応関係が認められなくなり、退職給付に使用される見込みのないものと考えられることから、当該積立超過額を事業主へ返還した後、返還されなかった信託財産があったとしても、一般的には、返還されなかった当該信託財産は、返還後も引き続き<u>会計基準第7項及び本適用指針第18項</u>の要件を満たすため、年金資産に該当するものと考えられる。</p> <p>なお、退職給付信託の信託財産の返還後も返還されなかった信託財産が、引き続き<u>会計基準第7項及び本適用指針第18項</u>の要件を満たしている場合において、退職給付信託の信託財産を含む年金資産の返還が行われたときの返還額及びそれに対応する未認識数理計算上の差異の会計処理は、<u>第45項</u>の定めに従って行うことになる。</p> <p>（削 除）</p>	<p>他方、退職給付信託を設定している退職給付制度の終了（企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第4項参照）や厚生年金基金の代行返上等が生じたときに、退職給付債務の支払が退職給付信託の信託財産以外の資産をもって行われたり、退職給付債務の支払義務が消滅したりすることにより、結果として積立超過の状況となる場合があります。このような場合には、当該積立超過額は、退職給付信託設定の対象となった退職給付債務との対応関係が認められなくなり、退職給付に使用される見込みのないものと考えられることから、当該積立超過額を事業主へ返還した後、返還されなかった信託財産があったとしても、一般的には、返還されなかった当該信託財産は、返還後も引き続き<u>第6項及び第7項</u>の要件を満たすため、年金資産に該当するものと思われま</p> <p>なお、退職給付信託の信託財産の返還後も返還されなかった信託財産が、引き続き<u>第6項及び第7項</u>の要件を満たしている場合において、退職給付信託の信託財産を含む年金資産の返還が行われたときの返還額及びそれに対応する未認識数理計算上の差異の会計処理は、<u>退職給付会計実務指針第31-2項</u>の定めに従って行うこととなります。</p> <p>厚生年金基金の代行部分</p> <p>60. <u>厚生年金基金の代行部分は、厚生年金保険の給付の一部（老齢厚生年金の報酬比例部分）を基金が国に代って行うものである。代行部分は受給者に企業年金である加算部分とともに給付される。</u></p> <p><u>この代行部分の扱いについては、企業会計審議会が企業年金に含め退職給付債務を計算するという結論を「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という。）の「三 基本的考え方」で示している。本報告においては、企業会計審議会の結論と異なる会計処理を示すことはしない。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>(削 除)</p>	<p>(免除保険料率及び最低責任準備金の凍結)</p> <p>61. <u>平成 11 年 9 月 3 日に厚生年金基金令の一部を改正する政令が公布され、免除保険料率及び最低責任準備金（代行部分見合いの責任準備金）は厚生年金の保険料率に変更されるまでの間凍結されることとなった。（注）</u></p> <p><u>このような措置が実施されるが、代行部分の退職給付債務に係る会計処理については、基金の継続時において事業主が一切の負担責任を免れることがないことから、凍結期間中に退職給付債務と最低責任準備金の乖離が増大し、それが凍結期間終了後に未認識の債務として事業主にのしかかる場合の影響の大きさを勘案し、前項の会計処理を継続して適用することとした。なお、別の方法として、現時点では、代行部分の退職給付債務と最低責任準備金の差異を事業主の退職給付債務として取り扱わず、偶発債務として注記し、凍結期間終了後、事業主に負担が戻った時点で代行部分の退職給付債務を事業主の退職給付債務として認識する方法も考え得るが、前項の会計処理を支持することとし、偶発債務の注記方式を採用しなかった。</u></p> <p><u>また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。</u></p> <p><u>なお、前項に従った会計処理を行うことは、財務諸表の注記において、退職給付債務と最低責任準備金との比較等企業が追加的な説明を加えることを制約するものではない。</u></p> <p><u>（注）凍結期間中の最低責任準備金は、平成 11 年 9 月末の最低責任準備金を基に、その後の免除保険料（基金への拠出）を加算し、代行給付費（基金からの代行部分の給付）を減算し、運用収益（厚生年金の実績利回りによる）を加算することで算出される。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>相当額（最低責任準備金）として実質的に確定し、代行部分に係る給付責任が国に移管されるが、厚生年金基金は国への返還の日までは返還相当額（最低責任準備金）の支払義務を有している。過去分返上認可の日から返還の日までの間に、返還相当額（最低責任準備金）は変動する可能性があり、同様に、年金資産は価格変動のリスクを有しているが、厚生年金基金は、当該期間中における返還相当額（最低責任準備金）の変動や年金資産の価格変動を原因とした差額の補填義務（及び利益享受の権利）を負っている。退職給付会計では、厚生年金基金が負っているリスクは母体企業の退職給付債務と年金資産として把握することとしているので、返還相当額（最低責任準備金）の支払義務が完了するまでは、退職給付債務及び対応する年金資産を事業主である企業の債務及び資産として会計上認識するのが妥当であると考えられる。</p> <p>以上から、代行部分に係る退職給付債務については、返還の日においてその消滅を認識することとしている。</p>	<p>相当額（最低責任準備金）として実質的に確定し、代行部分に係る給付責任が国に移管されるが、厚生年金基金は国への返還の日までは返還相当額（最低責任準備金）の支払義務を有している。過去分返上認可の日から返還の日までの間に、返還相当額（最低責任準備金）は変動する可能性があり、同様に、年金資産は価格変動のリスクを有しているが、厚生年金基金は、当該期間中における返還相当額（最低責任準備金）の変動や年金資産の価格変動を原因とした差額の補填義務（及び利益享受の権利）を負っている。退職給付会計では、厚生年金基金が負っているリスクは母体企業の退職給付債務と年金資産として把握することとしているので、返還相当額（最低責任準備金）の支払義務が完了するまでは、退職給付債務及び対応する年金資産を事業主である企業の債務及び資産として会計上認識するのが妥当であると考えられる。</p> <p>以上から、代行部分に係る退職給付債務については、返還の日においてその消滅を認識することとし、<u>将来分返上認可、過去分返上認可及び返還に関して、それぞれ下記のとおり会計処理を行うこととした。</u></p> <p>① <u>将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の直前の代行部分に係る退職給付債務と将来分支給義務免除を反映した退職給付債務との差額を、代行部分に係る過去勤務債務として認識し、将来分返上認可の日以後は、将来分支給義務免除を反映した退職給付債務の金額に基づき退職給付費用を算定する。また、認識された過去勤務債務は、将来分返上認可の日の翌日から過去分返上認可の日までの期間について、会社が採用する第27項又は第28項の方法及び期間に従い費用処理することとなる。</u></p> <p>② <u>過去分返上認可を受けたときは、当該認可の日における代行部分に係る退職給付債務は、過去分返上の認可という事象により返還相当額（最低責任準備金）に実質的に確定するため、過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務を国への返還相当額（最低責任準備金）まで修</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>代行部分に係る退職給付債務及び年金資産は、返還の日においてそれに係る権利義務をすべて国へ移転することとなるので、当該債務及び資産のほか関連する事項は、返還の日の属する事業年度で財務諸表の注記対象から除かれる（第 62 項参照）。</p> <p>なお、代行返上に必要な手続を実行しない場合には、厚生年金基金の基本的な前提を変える制度改革がなければ、代行部分を区別せずに厚生年金基金全体として退職給付債務を計算する従来からの取扱いがそのまま適用されることに留意する。</p> <p>（代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理）</p> <p>109. 代行返上の会計処理を行う場合には、代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は発生原因を分析し、その結果、代行部分に個別対応することが明らかとなった部分については、過去分返上認可の日において損益として認識することになる。例えば、未認識過去勤務費用が、厚生年金保険法の改正（「厚生年金保険法改正に係る退職給付会計適用上の取扱い」（平成 12 年 9 月 19 日 日本公認会</p>	<p><u>正し、その差額を損益に計上するとともに、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定し（第 61-4 項参照）、損益に計上する。</u></p> <p>③ <u>返還の日においては、過去分返上認可により修正された退職給付債務と実際返還額との間に差額が生じた場合には、当該差額を損益に計上する。ただし、当該差額の重要性が乏しい場合には、当該処理を行わないことができる。</u></p> <p>代行部分に係る退職給付債務及び年金資産は、返還の日においてそれに係る権利義務をすべて国へ移転することとなるので、当該債務及び資産のほか関連する事項は、返還の日の属する事業年度で財務諸表の注記対象から除かれる。</p> <p>なお、<u>確定給付企業年金法が施行された後であっても、代行返上に必要な手続を実行しない場合には、厚生年金基金の基本的な前提を変える制度改革がなければ、代行部分を区別せずに厚生年金基金全体として退職給付債務を計算する従来からの取扱いがそのまま適用されることに留意する（第 60 項及び第 61 項参照）。</u></p> <p>（代行部分に係る未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理）</p> <p>61-4. 代行返上の会計処理を行う場合には、代行部分に係る未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は発生原因を分析し、その結果、代行部分に個別対応することが明らかとなった部分については、過去分返上認可の日（第 47-2 項（代行返上に係る経過措置）を適用する場合には将来分返上認可の日）において損益として認識することになる。例えば、未認識過去勤務債務が、厚生年金保険法の改正（「厚生年金保</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>計士協会）参照）を規約に反映したことにより発生したことが明らかな場合がこれに該当するものと考えられる。</p> <p>一方、発生原因を分析し、原因別の対応額を特定することが困難である場合には、過去分返上認可の日において、退職給付債務に占める代行部分の比率により按分することになる（〔設例 10〕参照）。</p> <p>（削 除）</p> <p>小規模企業等における簡便法 （小規模企業等における簡便法の適用範囲）</p> <p>110. 本適用指針は、基本的に、企業会計審議会が平成 10 年 6 月に公表した「退</p>	<p>險法改正に係る退職給付会計適用上の取扱い」（平成 12 年 9 月 19 日 日本公認会計士協会）参照）を規約に反映したことにより発生したことが明らかな場合がこれに該当するものと考えられる。</p> <p>一方、発生原因を分析し、原因別の対応額を特定することが困難である場合には、過去分返上認可の日（第 47-2 項（代行返上に係る経過措置）を適用する場合には将来分返上認可の日）において、退職給付債務に占める代行部分の比率により按分することになる。〔設例 9〕及び〔設例 10〕</p> <p>（代行返上に係る経過措置の適用期限について）</p> <p>61-5. <u>確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 15 年政令第 239 号）等が平成 15 年 5 月 30 日に公布及びその関連通知が発出されて、同法の移行の認可に関する規定等が平成 15 年 9 月 1 日から施行されることになった。本改正（平成 15 年 9 月）前の第 47-2 項の経過措置の適用は、確定給付企業年金法の公布日である平成 13 年 6 月 15 日から 2 年 6 か月以内の政令で定める日（施行日）までの間に限られていたため、平成 15 年 9 月 1 日以降については、この経過措置の適用がされないこととなった。しかしながら、確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 15 年政令第 239 号）の公布日（平成 15 年 5 月 30 日）から同法の移行の認可に関する規定等の施行日（平成 15 年 9 月 1 日）までの期間が短いことから、将来分支給義務の免除の認可に関する申請を準備中の会社に対して公平性を確保するために、平成 16 年 3 月 31 日までに将来分返上に関する認可を受けた場合については、同様の経過措置を適用できるよう、その適用期限を延長することとした（第 47-2 項参照）。</u></p> <p>小規模企業等における簡便法 （簡便法の適用対象となる小規模企業等の範囲）</p> <p>62. 退職給付会計基準では、従業員数が比較的少ない小規模な企業などにおい</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び改正前指針の簡便法の考え方を引き継ぐこととしており、簡便法が認められる小規模企業の範囲についても、統計的な検証結果に基づけば、退職給付の計算対象となる従業員数が約 300 人の事業主の場合には、その数理計算結果に一定水準の信頼性が得られるという、改正前指針に記載されていた結論をそのまま引き継いでいる（第 47 項参照）。</u></p> <p><u>なお、退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合や、原則法と簡便法によって算定された財務諸表項目の金額の間に重要性が乏しい場合には、簡便法と同様に会計処理しているときでも、原則法に従った処理として認められ得る点に留意が必要である。</u></p> <p>111. <u>簡便法は、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合などに認められるものであり、その適用は制度ごとに判断される（第 47 項参照）。したがって、子会社及び持分法を適用する関連会社を含め、連結グループのすべての制度について、原則法と簡便法のいずれかに統一する必要はないこととなる。</u></p>	<p><u>て、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行うなど、簡便な方法を用いて退職給付債務等を計算することを認めているが、簡便法が認められる小規模企業の範囲について具体的には言及していない。</u></p> <p><u>退職給付債務が高い信頼性をもって数理計算上の見積りの結果計算されているかどうかは、数理計算に用いられる基礎率推定の有効性に依存する。退職率を一定の前提のもとで 3 年間のサンプルデータの必要数を統計的に検証した結果では 1 年当たり各年齢ごとに 7 人から 8 人程度の在職者がいれば有効性が高い、すなわち、年齢分布の幅を 18 歳から 60 歳までの 42 年間とみて、各年齢に最低 7-8 名の分布を想定すると従業員数が約 300 人の事業主の場合にはその数理計算結果に一定水準の信頼性が得られるという結論が導かれている。本報告ではこの結論を踏まえ、簡便法を適用できる小規模企業を従業員数 300 人未満の事業主としている。しかしながら、300 人による区分は絶対的なものではないため、従業員数が 300 人以上の事業主であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、費用対効果の観点から簡便法によることができるものとしている。</u></p> <p>連結財務諸表における連結子会社の取扱い</p> <p>35. <u>前項で述べたように、簡便法が認められる事業主は合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合であるので、連結子会社であっても小規模企業に該当するときには、連結決算上、簡便法によることができる。</u></p> <p>連結子会社への簡便法の適用について</p> <p>63. <u>証券取引法上、連結財務諸表の作成・開示が要求される事業主の場合には</u></p>

適用指針案

なお、親会社と同一の連合型厚生年金基金に加入している子会社等の場合には、小規模企業等に該当するときでも、連結財務諸表上、親会社による一括計算という実務上の理由から原則法の計算方法によるケースがあると考えられる。この場合においても、簡便法の適用の判断は制度ごとに行われるので、子会社等が連合型厚生年金基金制度のほかに退職一時金制度等を有する場合の当該他の制度については、簡便法によることができるものと考えられる。

(簡便法から原則法への変更)

112. 簡便法から原則法への変更は認められるが、原則法から簡便法への変更は、従業員数の著しい減少若しくは退職給付制度の改訂等により、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合又は退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなった場合を除き認められ

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

連結グループを構成する各企業の規模は様々であり、退職給付会計基準をどのように適用するかが問題となる。

連結財務諸表原則では親子会社間の会計処理の統一について、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。」としていることから、会計処理の統一という点からは親会社と同一の連合型厚生年金基金に加入している等、親会社と類似した退職給付制度を有している連結子会社については、親会社と同様に原則法による計算方法によるべきという主張がある。しかしながら、連結子会社であっても個別企業レベルで簡便法が認められる連結子会社の場合には連結財務諸表レベルでの当該連結子会社の重要性はより小さくなり、簡便法により行われた会計処理をそのまま連結財務諸表上で認めても連結グループ全体としての財政状態及び経営成績の適正表示に重要な影響を及ぼすとは考えられないため、このような場合においても原則法による計算を要求しないこととした。

なお、親会社と同一の連合型厚生年金基金に加入している連結子会社の場合には、小規模企業等に該当する場合でも、親会社による一括計算という実務上の理由から原則法の計算方法によるケースがあると考えられる。この場合においても、簡便法の適用の判断は制度ごとに行われるので、連結子会社が連合型厚生年金基金制度のほかに退職一時金制度等を有する場合の当該他の制度については、簡便法によることができる。

簡便法から原則法への変更

41. 簡便法から原則法への変更は認められるが、原則法から簡便法への変更は、従業員数の著しい減少若しくは退職給付制度の改訂等により合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合又は退職給付の重要性が乏しくなった場合を除き認められない。なお、数年に一度原則法による計算

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>ないものと考えられる。なお、数年に一度原則法による計算を行う方法を採用している場合、<u>原則として、当該方法は継続して簡便法を適用しているものとして取り扱うことが適当である。</u></p> <p><u>（簡便法による退職給付債務の計算）</u></p> <p>113. 簡便法を採用する場合において適用される退職一時金制度に係る退職給付債務の計算方法については、大部分の事業主において利用可能である自己都合要支給額を基礎とした方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択し、継続して適用するものとしている（第 50 項(1)参照）。また、企業年金制度についても同様に自己都合要支給額を基礎とした方法又は年金財政計算上の数値を利用した方法を認めることとしている（第 50 項(2)参照）。</p> <p><u>なお、年金財政計算上の数理債務の額とは、企業年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金（第一掛金）による収入現価を控除したものである。数理債務は、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度における責任準備金とは異なるものであるが、適格退職年金制度においては、これと同様の債務額が責任準備金と呼ばれている。改正前指針においては、こうした数理債務と責任準備金が必ずしも明確に区別されていない部分があったことから、本適用指針ではこの点を明確化している。</u></p> <p><u>（退職一時金制度の一部を確定給付企業年金制度に移行している場合）</u></p> <p>114. <u>退職一時金制度の一部を企業年金制度に移行している場合、第 51 項(1)又は(2)のいずれかを選択適用することになるが、例えば、定年時に退職するときには適格退職年金から支給され、定年前に退職するときには一時金で支給されるような、いわゆる縦割り型の企業年金制度への移行では、(1)の方法を採用すれば、移行部分に係る債務が自己都合要支給額及び年金拠出額の計算において二重に計算対象に含められる可能性があるため、(2)の方法</u></p>	<p>を行う方法を採用している場合、当該方法は継続して簡便法を適用しているものとして取り扱う。</p> <p><u>簡便法による退職給付債務の計算方法</u></p> <p>64. 簡便法を採用する場合において適用される退職一時金に係る退職給付債務の計算方法については、大部分の事業主において<u>現在も課税所得計算上必要とされ、</u>利用可能である自己都合要支給額を基礎とした方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択し、継続して適用するものとした。また、企業年金制度についても同様に自己都合要支給額を基礎とした方法又は年金財政計算上の数値を利用した方法を認めることとした。</p> <p><u>【Q&A】 Q13 の A</u></p> <p><u>退職給付会計実務指針第 37 項において、退職一時金制度の一部を適格退職年金制度等に移行している場合の簡便法による退職給付債務の計算方法として、次の二つの方法が示されています。</u></p> <p>(1) <u>退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、退職給付会計実務指針第 36 項に示されている方法のいずれかによりそれぞれ計算する方法</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>よることが合理的と考えられる。</p> <p>確定給付制度の開示 注記事項 （退職給付に係る注記）</p> <p>115. <u>退職給付債務及び年金資産の期首残高と期末残高の調整表の内訳（第 54 項及び第 55 項参照）並びに退職給付に関連する損益の項目（第 57 項参照）として掲げたものは、限定列举ではない。したがって、これら以外でも、例えば退職給付制度から重要な年金資産の返還があった場合（第 44 項、第 45 項、〔設例 7〕及び〔設例 8-2〕参照）や、重要な退職給付信託の設定があった場合（第 19 項及び〔設例 8-1〕参照）、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用する在外子会社が、国際財務報告基準（IFRS）で求められる退職給付に係る資産の上限（アセット・シーリング）の定めに従い、重要な損益を計上した場合などでは、その内容を示す項目を別掲する必要がある。</u></p> <p>116. <u>退職給付制度に関連して生じるキャッシュ・フローをある程度予測できる</u></p>	<p>(2) <u>在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法</u></p> <p><u>退職給付会計実務指針では企業年金制度への移行形態（横割り型、縦割り型）にかかわらず、上記の二つの方法のいずれかを選択適用することを認めています。しかしながら、ご質問のように、定年時は適格退職年金から支給され、定年前は一時金で支給されるような、いわゆる縦割り型の企業年金制度への移行の場合において、上記(1)の方法を採用するときには移行部分に係る債務が自己都合要支給額及び年金拠出額の計算において二重に計算対象に含められる可能性があるため、(2)の方法によることが合理的と考えられます。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>ように、本適用指針では、事業主が有する制度全体（企業年金制度及び退職一時金制度）に対して、翌年度に支払うと予想される金額の概算額の注記を求めるとした。</u></p> <p><u>第 61 項(1)の「拠出の概算額」には、翌年度に事業主が積立型制度に拠出（退職給付信託への拠出を含む。）することが予想される金額（金銭以外の拠出による場合、その時価）の概算額を注記する。</u></p> <p><u>第 61 項(2)の「退職給付の概算額」には、翌年度に事業主が受給権者に支払うことが予想される退職給付の概算額を注記する（企業年金制度又は退職給付信託から受給権者への支払については含まない。）。なお、退職給付債務の計算にあたって考慮されていたもの以外の退職給付の支給（会計基準(注 2)）については、この金額にも含めないことが適当である。</u></p> <p>117. <u>国際的な会計基準の中には、退職給付債務及び年金資産のそれぞれの期末残高とそれらの差額並びに退職給付債務及び年金資産に関する実績修正額（あらかじめ定めた計算基礎に基づく数値と各事業年度における実際の数値との差異。第 34 項参照）について、当期を含む 5 年間の金額の注記を求めるものがある。</u></p> <p><u>本適用指針においても、同様の注記を求めるべきかを検討したものの、退職給付債務に係る数理計算上の差異の内訳である、退職給付債務に関する実績修正額を除く項目については、本適用指針の他の注記事項に含まれており、過去の財務諸表から情報を入手できることを踏まえ、これを求めないこととした。また、退職給付債務に関する実績修正額についても、この情報に有用性を認める意見が乏しかったことから、注記を求めないこととした。</u></p> <p>118. <u>連結財務諸表に国内外の複数の退職給付制度が含まれる場合、第 52 項から第 61 項の注記について、国内の制度と国外の制度などの地域別に区別して開示することも妨げられないものと考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

適用指針案

複数事業主制度の会計処理及び開示

119. 我が国の場合、連合設立型厚生年金基金、総合設立型厚生年金基金、共同委託契約及び結合契約の適格退職年金制度、共同で設立された確定給付企業年金制度などが複数事業主制度に該当する。

(自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準)

120. 複数事業主制度を採用している場合では、制度分割や設立事業所の権利義務移転が生じた際の資産の分割方法が予め規約に定められていることがある。この場合、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として、当該方法に基づいて算定される金額（年金財政計算における資産分割の額）を用いることも適当と考えられることから、これを改正前指針にあった例示に追加することとした（第64項(4)参照）。

(自社の拠出に対応する年金資産の額の合理的な計算ができない場合)

121. 複数事業主が共同して1つの企業年金制度を作っている場合、標準掛金等は相互共済的に一律で定められているのが通例である。しかし、相互共済的に運営されていることだけに基づいて、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない（会計基準第33項(2)）と判断することは妥当ではなく、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、（全企業に対し）掛金が一律に決められているかといった点にも基づいて判断する必要がある（第65項参照）。

なお、総合設立型の場合には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合が多く、通常当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する（会計基準第31項及び第33項(2)）ことが考えられる。また、第65項における、未償却過去勤務債務に係る掛金率とは、事業所脱

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

32. 複数事業主制度とは、複数の事業主が共同して一つの企業年金制度を設立する場合をいい、我が国の場合には、連合設立型厚生年金基金、総合設立型厚生年金基金、共同委託契約及び結合契約の適格退職年金制度、共同で設立された確定給付企業年金制度などがこれに該当する。

(新 設)

【Q&A】 Q17のA

複数事業主が共同して一つの企業年金制度を作っている場合、標準掛金等は相互共済的に一律で定められているのが通例です。しかし、相互共済的に運営されていることだけに基づいて、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないと判断することは妥当ではありません。退職給付会計実務指針第33項では、「複数事業主制度において、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、（全企業に対し）掛金が一律に決められている場合」には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することはできないと定めていますので、この定めに従って判断することになります。なお、総合設立の場合には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合が多く、通常当該年金資産への要拠出額を退職給付費用として処理します。また、第33項にお

適用指針案

退時の未償却過去勤務債務の清算を指しているのではなく、過去勤務債務の償却のために必要な掛金（厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度では特別掛金、適格退職年金制度では第二掛金という。）に負担区分等がなく、一律的に適用されている掛金率であるかどうかということである。

122. 複数事業主制度において親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度があるが、こうした制度の中には、実態は単一事業主制度であるにもかかわらず、子会社や関連会社を加えることによって、形式上、複数事業主制度の企業年金制度となっているものが存在し得る。こうした場合で、親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が当該制度全体の中で著しく大きな割合を占めているときなどでは、当該親会社等の財務諸表上において、単一事業主制度との整合性を考慮して、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないケースにはあたらないとみなすべきと考えられる（第 65 項参照）。

改正前指針では、複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合についても、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないケースにはあたらないとみなすべきとされていた。しかし、類似した退職給付制度を有することをもって、ただちに自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できるとはいえないことから、本適用指針では、当該みなしの定めを引き継がないこととした。なお、この場合でも、前項に掲げた点を考慮して、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できるか否かを判断することに留意が必要である。

（確定拠出制度に準じた場合の開示）

123. 会計基準第 33 項(2)を適用し、確定拠出制度に準じる複数事業主制度については、制度ごと、参加企業ごとに各様である実態について適切に示すことができるように、これらに関する補足説明についても記載を求めている（第

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか

ける、未償却過去勤務債務に係る掛金率とは、事業所脱退時の未償却過去勤務債務の清算を指しているのではなく、過去勤務債務の償却のために必要な掛金（厚生年金基金制度では特別掛金、適格退職年金制度では第二掛金といいます。）に負担区分等がなく、一律的に適用されている掛金率であるかどうかということである。

さらに、複数事業主制度において親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度があります。当該複数事業主制度には、実態は事業主の一つの企業年金制度であるにもかかわらず、子会社や関連会社を加えた形式上複数事業主制度の企業年金制度となっているものがあります。こうした複数事業主制度は、(1)複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合、又は(2)複数事業主制度において、親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めている場合には、単一事業主制度との整合性を考慮して、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できる制度とみなされます。

なお、上記(1)に記載した「類似した退職給付制度」とは、各事業主共通の制度である複数事業主型の企業年金部分のみならず、各事業主で個別に実施している退職一時金制度等を含む退職給付制度全体が類似しているかどうかということに基づいて判断することになります。

【一部改正その 2】

9. 本会計基準により、退職給付会計基準注解(注 12)に基づく処理を適用した企業は、掛金拠出割合等により按分して算定した年金資産の額に代えて、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>66 項参照)。ただし、当該年金制度が自社の財務諸表に与える影響度合いには参加企業ごとに違いがあることを考慮して、重要性が乏しい場合には注記を省略できるものとしている（第 66 項なお書き参照）。これには、制度全体の積立状況と自社の割合だけを記載して補足説明を省略することも含まれる。</p> <p>124. <u>本適用指針第 66 項の年金制度</u>全体の掛金等に占める自社の割合には、掛金拠出割合のほかに、制度の加入人数又は制度の給与総額に占める自社の割合も含まれる。これらは、当該複数事業主制度に対する自社の関与度合いの推測に資する指標の<u>1</u>つとして開示される。</p> <p>125. <u>本適用指針</u>では、年金制度に係る状況は、制度ごと、参加企業ごとに各様であると考えられることから、補足説明として記載すべき具体的な事項については定めないこととしたが、実務上の便宜を考慮して、想定される開示の一例を後掲の「参考（開示例）」において示している。</p> <p>126. また、<u>第 66 項</u>で求める注記が将来の負担額の見込みに関する目安としての開示であることや、実務上の便宜を考慮して、<u>本適用指針</u>では、年金制度全体に係る積立状況について入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値により開示することとしている。このため、注記される積立状況の時点が貸借対照表日よりも 1 年程度前の時点になることも想定される。同様の理由により、制度全体の掛金等に占める自社の割合についても、貸借対照表日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などによる適切な割合を用いることができる。</p> <p>127. 複数の事業主により設立された企業年金制度がいくつかあり、これらに会計基準第 33 項(2)に基づく処理を適用している場合には、当該企業にとって単独でも重要性がある制度については制度ごとに注記を行うが、単独で重要</p>	<p><u>務の額及びその差引額）と制度全体の掛金等に占める自社の割合を注記することとなる。また、制度ごと、参加企業ごとに各様である実態について適切に示すことができるように、これらに関する補足説明についても記載を求めている。</u></p> <p><u>なお、開示の拡充を図る一方で、当該年金制度が自社の財務諸表に与える影響度合いには参加企業ごとに違いがあることを考慮して、重要性が乏しい場合には注記を省略できるものとしている。これには、制度全体の積立状況と自社の割合だけを記載して補足説明を省略することも含まれる。</u></p> <p>10. 制度全体の掛金等に占める自社の割合には、掛金拠出割合のほかに、制度の加入人数又は制度の給与総額に占める自社の割合も含まれる。これらは、当該複数事業主制度に対する自社の関与度合いの推測に資する指標の<u>二</u>つとして開示される。</p> <p>11. <u>本会計基準</u>では、年金制度に係る状況は、制度ごと、参加企業ごとに各様であると考えられることから、補足説明として記載すべき具体的な事項については定めないこととしたが、実務上の便宜を考慮して、想定される開示の一例を後掲の「参考（開示例）」において示している。</p> <p>12. また、<u>今回求めることとした注記</u>が将来の負担額の見込みに関する目安としての開示であることや、実務上の便宜を考慮して、<u>本会計基準</u>では、年金制度全体に係る積立状況について入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値により開示することとしている。このため、注記される積立状況の時点が貸借対照表日よりも 1 年程度前の時点になることも想定される。同様の理由により、制度全体の掛金等に占める自社の割合についても、貸借対照表日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などによる適切な割合を用いることができる。</p> <p>13. <u>このほか、複数の事業主により設立された企業年金制度がいくつかあり、これらに退職給付会計基準注解（注 12）に基づく処理を適用している場合の取扱いも検討された。</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p>性がある制度以外の複数の制度に制度群として重要性があるときには、当該制度群中の制度の数値を合算（割合は加重平均）して記載し、補足説明を概括的に記載することが適当と考えられる。</p> <p>適用時期等</p> <p>128. <u>本適用指針の適用により、複数事業主制度の会計処理について、会計方針の変更が生じる場合がある（第 120 項及び第 122 項参照）。当該変更は当期純利益及び利益剰余金に影響を与えるものであることから、当該複数事業主制度の会計処理に関する定めについては、会計基準第 35 項の対象となる定めと併せて期首から適用することとした（第 68 項参照）。</u></p> <p>129. <u>会計基準及び本適用指針の適用によって会計方針が変更され、退職給付に係る負債（又は資産）の金額が変動する結果、新たに繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されることがある。この場合、会計方針の変更の影響額には、適用時点における当該繰延税金資産の回収可能性の判断（企業会計審議会「税効果に係る会計基準」（平成 10 年 10 月）及び日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月）等に照らして判断をする。）に伴う影響額も含まれることに留意が必要である（なお、会計基準第 34 項の適用に伴うものは、その他の包括利益累計額に反映させることとなる。）。</u></p> <p>130. <u>第 16 項及び第 21 項の定めは、従来（改正前指針）の取扱いを明確にするものであり、会計基準及び本適用指針の適用による会計方針の変更には該当しないことに留意が必要である。</u></p> <p>会計基準変更時差異</p> <p>131. <u>会計基準変更時差異の費用処理年数は、平成 10 年会計基準適用時に決定</u></p>	<p><u>このような場合には、当該企業にとって単独でも重要性がある制度については制度ごとに注記を行うが、単独で重要性がある制度以外の複数の制度に制度群として重要性があるときには、当該制度群の数値を合算（割合は加重平均）して記載し、補足説明を概括的に記載することが適当と考えられる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>【Q&A】 Q19 の A</p> <p><u>退職給付会計基準では、退職給付債務が多額に上ることなどから会計基準変</u></p>

適用指針案	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）ほか
<p><u>した後は、原則として変更できない。ただし、平成 10 年会計基準の適用初年度に在職した従業員のその後の大量退職により、会計基準変更時差異の未処理額の残高が実態に合致しなくなった場合には、早期償却のために費用処理年数の変更又は一時償却を検討することが必要になることがある点に留意が必要である。</u></p> <p><u>なお、会計基準変更時差異の費用処理年数は制度ごとに異なる理由はないことから、連結会社間で統一すべきと考えられるが、例えば、子会社自身が公開会社で独自の会計方針を採用している場合等、合理的な理由がある場合には、統一しないことも認められるものと考えられる。</u></p>	<p><u>更時差異の費用処理年数を 15 年以内の一定の年数としましたので、会社はその範囲内で一定の費用処理年数を採用することになります。当該費用処理年数は、退職給付会計基準適用時に決定されますが、翌年以後、原則として変更できません。ただし、退職給付会計基準の適用初年度に在職した従業員のその後の大量退職により、未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなった場合には、早期償却のために費用処理年数の変更又は一時償却を検討することが必要となることもあります。</u></p> <p>【Q&A】 Q14 の A</p> <p>(1) <u>会計基準変更時差異の費用処理年数</u></p> <p><u>会計基準変更時差異とは、退職給付会計基準の適用初年度の期首における「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」と「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」との差額であり、この差額をすべて一時に費用処理することとした場合、企業の経営成績に大きな影響を与えかねないための配慮であるので、通常の会計処理とは区分して、15 年以内の一定の年数にわたって費用処理することとされているものです。したがって、会計基準変更時差異の費用処理年数は、15 年以内の一定の年数を企業が自ら決定したものであり、連結財務諸表において、重要性がない場合を除いて、連結会社間で統一することになります。ただし、統一しないことに合理的な理由がある場合、例えば、子会社自身が公開会社で独自の会計方針を採用している場合には、会計基準変更時差異の費用処理年数を統一しないことも認められます。</u></p> <p><u>なお、子会社の費用処理年数と親会社の費用処理年数とが異なる場合、連結財務諸表作成上、統一のために連結修正処理を行うことが認められます。</u></p>